

【母子家庭等自立支援室関係】

改正後		現 行
各 都道府県知事 殿	雇用発0529第14号 平成26年5月29日 【一部改正】雇用発0930第16号 平成26年9月30日 【一部改正】雇用発0521第9号 平成27年5月21日 【一部改正】子発0329第27号 平成31年3月29日 【一部改正】子発0330第19号 令和2年3月30日 <u>【一部改正】子発※第※号</u> <u>令和※年※月※日</u>	雇用発0529第14号 平成26年5月29日 【一部改正】雇用発0930第16号 平成26年9月30日 【一部改正】雇用発0521第9号 平成27年5月21日 【一部改正】子発0329第27号 平成31年3月29日 【一部改正】子発0330第19号 令和2年3月30日
各 都道府県知事 殿 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長		各 都道府県知事 殿 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
子育て短期支援事業の実施について		子育て短期支援事業の実施について
児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第3項に規定する市町村が実施する事業（以下「子育て短期支援事業」という。）について、今般、別紙のとおり「子育て短期支援事業実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。 ついては、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。		児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第3項に規定する市町村が実施する事業（以下「子育て短期支援事業」という。）について、今般、別紙のとおり「子育て短期支援事業実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。 ついては、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

改正後	現 行
別紙 子育て短期支援事業実施要綱 1 事業の目的 この事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設又は里親、保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者その他の保護を適切に行うことができる者（以下「実施施設等」という。）において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。 2 実施主体 (略) 3 事業の種類及び内容 (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ア 事業内容 市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設等において養育・保護を行うものとする。	別紙 子育て短期支援事業実施要綱 1 事業の目的 この事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設（以下「実施施設」という。）において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。 2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）とする。 なお、市町村が認めた者へ委託を行うことができる。 3 事業の種類及び内容 (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ア 事業内容 市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものとする。

改正後	現 行
イ ～ ウ (略) (2) 夜間養護等（トワライトステイ）事業 ア 事業内容 市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。 イ 対象者 (略)	イ 対象者 この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。 (ア) 児童の保護者の疾病 (イ) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由 (ウ) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由 (エ) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由 (オ) 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合 ウ 利用の期間 養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。 (2) 夜間養護等（トワライトステイ）事業 ア 事業内容 市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。 イ 対象者 この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。

改正後	現 行
4 実施施設等 <u>(1) 本事業の実施施設等は以下のとおりとする。</u> ア 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設 <u>(以下「施設」という。)</u> イ <u>里親、保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者その他の保護を適切に行うことができる者(以下「里親等」という。)</u> <u>なお、「保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当であると認めた者」について、「保護を適切に行うことができる者」としては、市町村長が、研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を受講する等して、保護を適切に行うことができると考えられる者を認めることが望ましい。</u> <u>また、「その他の保護を適切に行うことができる者」には、保育士及び子育て支援員を含む。</u> (2) 実施施設は、<u>必要に応じて、あらかじめ登録している里親等に委託することができるものとする。</u> (3) <u>市町村又は施設より、里親等へ本事業を委託する場合は、以下の点に留意すること。</u> ア <u>事業の実施にあたっては、委託された者の居宅において又は当該児童の居宅に派遣して養育・保護を行うものとする。</u> イ <u>市町村又は施設は、あらかじめ本事業の委託先となり得る者の名簿を作成するものとする。</u>	4 実施施設等 <u>(1) この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施するものとする。</u> <u>(新設)</u> (2) <u>児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、実施施設は、あらかじめ登録している保育士、里親等(市町村が適当と認めた者。以下「里親等」という。)に委託することができるものとする。</u> (3) <u>実施施設において、保育士、里親等に委託する場合には、委託された者の居宅において又は当該児童の居宅に派遣して養育・保護を行うものとする。</u> (4) <u>実施施設は、児童の養育に経験を有する保育士、里親等を複数登録しておくこと。</u>

改正後	現 行
ウ 市町村又は施設は、本事業の委託を受ける里親等に対し、<u>電話等により養育状況等を把握するとともに、必要に応じて助言及び相談支援を行うものとする。</u> (4) 市町村より里親へ本事業を委託する場合は、「<u>子育て短期支援事業における里親の活用について</u>」(令和3年1月25日子家発0125第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長)に留意し、<u>里親が本事業による子どもの養育を行うことにより、本来の里親委託や一時保護委託に支障をきたすことのないよう、都道府県と綿密に連携し対応するものとする。</u> (5) 市町村又は実施施設等は、児童の安全性の確保や利用者の負担軽減等のため、保護者が児童に付き添うことが困難である場合等に、居宅から実施施設等の間や実施施設から保育所や学校等の間について、職員による児童への付き添いの実施に努めること。 5 留意事項 (1) 市町村は、この事業の実施にあたっては、本制度の周知徹底を図ること。 (2) 市町村は、<u>原則として、あらかじめ本人からの申込み等により、本事業の利用を希望する者の家庭状況等を把握</u>するとともに、<u>実施施設等</u>の受け入れ体制等を常に把握しておくなど事業の円滑かつ効果的な運営に努めること。 (3) 市町村は、利用の申請があった場合には、速やかに決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用の申請等の手続きは、事後とするなど保護者の利便を考慮し、弾力的な運営に努めること。 なお、ひとり親家庭や低所得世帯（生活保護世帯、市町村民	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (5) 市町村又は実施施設は、児童の安全性の確保や利用者の負担軽減等のため、保護者が児童に付き添うことが困難である場合等に、居宅から実施施設等の間や実施施設から保育所や学校等の間について、職員による児童への付き添いの実施に努めること。 5 留意事項 (1) 市町村は、この事業の実施にあたっては、本制度の周知徹底を図ること。 (2) 市町村は、あらかじめ利用を希望する者を<u>登録</u>するとともに、実施施設の受け入れ体制等を常に把握しておくなど事業の円滑かつ効果的な運営に努めること。 (3) 市町村は、利用の申請があった場合には、速やかに決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用の申請等の手続きは、事後とするなど保護者の利便を考慮し、弾力的な運営に努めること。 なお、ひとり親家庭や低所得世帯（生活保護世帯、市町村民

改正後	現 行
税非課税世帯）、保護者が障害を有する家庭、本事業による支援が児童虐待防止の観点から効果的と考えられる家庭など、特に本事業の利用が必要と考えられる家庭から利用の申請があった場合には、優先的に取り扱うなど特別の配慮をすること。 (4) 事業の実施にあたっては、利用する者及び関係者の安全性の確保に十分配慮すること。 (5) 一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）との連携等他の関連サービスとの十分な調整を行うとともに、児童相談所、福祉事務所、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員等の関係機関と十分な連携をとること。 6 費 用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。	税非課税世帯）、保護者が障害を有する家庭、本事業による支援が児童虐待防止の観点から効果的と考えられる家庭など、特に本事業の利用が必要と考えられる家庭から利用の申請があった場合には、優先的に取り扱うなど特別の配慮をすること。 (4) 事業の実施にあたっては、利用する者及び関係者の安全性の確保に十分配慮すること。 (5) 一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）との連携等他の関連サービスとの十分な調整を行うとともに、児童相談所、福祉事務所、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員等の関係機関と十分な連携をとること。 6 費 用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

改正後	別紙	別紙
母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱
1～2 (略)	(通則) 1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 厚生省 労働省 令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。	
(交付の対象)	(交付の目的)	
3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。 (1) 平成20年7月22日雇児発第0722003号「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業及び地方公共団体以外の者（以下「民間団体等」という。）が行う事業に対して都道府県、指定都市、市及び福祉事務所を設置する町村が補助する事業。	2 この補助金は、都道府県等が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業等の母子家庭等に対する事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。	
(交付の対象)	(交付の対象)	
3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。 (1) 平成20年7月22日雇児発第0722003号「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業及び市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに民間団体等が行う事業に対して都道府県、指定都市、市及び福祉事務所を設置する町村が補助する事業。	3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。 (1) 平成20年7月22日雇児発第0722003号「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業 (2) 平成26年9月30日雇児発0930第13号「ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭等日常生活支援事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業 (3) 平成28年4月1日雇児発0401第31号「ひとり親家庭等生活向上事業の実施につい	

改正後	現行
いて」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭等生活向上事業及び市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに地方公共団体以外の者（以下「民間団体等」という。）が行う事業に対して都道府県、指定都市、市及び福祉事務所を設置する町村が補助する事業。	て」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭等生活向上事業及び市町村が行うひとり親家庭等生活向上事業（子どもの生活・学習支援事業（新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を目的とするものに限る。）（追加分））並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業
(4) ～ (5) 略	(4) 平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 3 号「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業
(6) 平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 4 号「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子・父子自立支援プログラム策定事業及び民間団体等が行う事業に対して都道府県、指定都市、市及び福祉事務所を設置する町村が補助する事業。	(5) 平成 27 年 4 月 10 日雇児発 0410 第 5 号「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
(7) 平成 26 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 5 号「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業及び民間団体等が行う事業に対して都道府県、指定都市、市及び福祉事務所を設置する町村が補助する事業。	(6) 平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 4 号「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子・父子自立支援プログラム策定事業
(8) 令和元年 6 月 26 日子発 0626 第 2 号「離婚前後親支援モデル事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う離婚前後親支援モデル事業及び民間団体等が行う事業に対して都道府県、指定都市、市及び福祉事務所を設置する町村が補助する事業。	(7) 平成 26 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 5 号「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
(9) 略	(8) 令和元年 6 月 26 日子発 0626 第 2 号「離婚前後親支援モデル事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う離婚前後親支援モデル事業
(10) 令和 3 年※月※日子発※第※号「ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業及び民間団体等が行う事業に対して都道府県、指定都市、市及び福祉事務所を設置する町村が補助する事業。	(9) 令和 2 年 3 月 30 日子発 0330 第 2 号「社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業
	(10) 令和 2 年 6 月 12 日子発 0612 第 2 号「感染防止に配慮したひとり親家庭等相談支援体制強化事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う感染防止に配慮したひとり親家庭等相談支援体制強化事業

改正後	現行
<u>(11) 削除</u> (交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、(1)のア(イ)、イ及び(2)により算出された額(事業ごとに算出された額)に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 (1) 3の(6)以外の事業 ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業(3の(1)(4)(5)(7)(8)(9)(10)については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む、<u>3(1)(2)(3)(7)(8)(10)については民間団体等が行う事業に対して都道府県、指定都市、市及び福祉事務所を設置する町村が補助する事業を含む。</u>) (ア) 別表第2欄の各種目(3の(4)にあつては第3欄の1及び2)ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (ア)により選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成26年9月30日雇児福発0930第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。 イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業 アの(ア)に準じて選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成26年9月30日雇児福発0930第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。 (2) 3の(6)の事業	<u>(11) 令和3年2月1日子発0201第1号「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業(交付額の算定方法)</u> 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、(1)のア(イ)、イ及び(2)により算出された額(事業ごとに算出された額)に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 (1) 3の(6)及び(11)以外の事業 ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業(3の(1)(4)(5)(7)(8)(9)(10)については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)<u>及び市町村が行うひとり親家庭等生活向上事業(子どもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を目的とするものの実施に係るものに限る。))(追加分)</u> (ア) 別表第2欄の各種目(3の(4)にあつては第3欄の1及び2)ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (ア)により選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成26年9月30日雇児福発0930第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。 イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業 アの(ア)に準じて選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成26年9月30日雇児福発0930第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に4分の3を乗じて得た額(ひとり親家庭等生活向上事業(子どもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を目的とするものの実施に係るものに限る。))(当初分))については、ア(ア)に準じて選定された額)の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。 (2) 3の(6)及び(11)の事業

改正後	現行
別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。	別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
<u>5 略</u>	(交付額の下限) 5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、10千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。
6 (1) ～ (3) 略	(交付の条件) 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
<u>(4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第6により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。</u> <u>なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</u> <u>また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。</u>	<u>(新規)</u> (4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない
<u>(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</u> <u>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない</u>	(4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない

改正後	現行
らない。 <u>(7)</u> この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくなければならない。 <u>(8)</u> 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。 <u>(9)</u> 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、（1）から（7）に掲げる条件を付さなければならない。 この場合において（1）、（2）、<u>(4) 及び (5)</u> 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（3）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、<u>(7)</u> 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。 <u>(10) (9)</u> により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 <u>(11)</u> 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 (申請手続) 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、離婚前後親支援モデル事業、社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業<u>及びひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業</u> 市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行	ない。 <u>(6)</u> この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくなければならない。 <u>(7)</u> 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。 <u>(8)</u> 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、（1）から（6）に掲げる条件を付さなければならない。 この場合において（1）、（2）<u>及び (4)</u> 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（3）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、<u>(6)</u> 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。 <u>(9) (8)</u> により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 <u>(10)</u> 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 (申請手続) 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、離婚前後親支援モデル事業、社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業、<u>感染防止に配慮したひとり親家庭等相談支援体制強化事業、ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業</u> <u>及び市町村が実施するひとり親家庭等生活上事業（子どもの生活・学習支援事業（新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を目的とするものの実施に係るものに</u>

改正後	現行
い、適正と認めたときはこれをとりとめ<u>のうえ、毎年度別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u> (2) 略 8～10 略 (実績報告) 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。 (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、離婚前後親支援モデル事業、社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業及びひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業 市町村長は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日（6の（2）より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受	<u>限る。）（追加分）</u> 市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれをとりとめ<u>のうえ、毎年度別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u> (2) 上記（1）以外の事業 別紙様式第3による申請書を毎年度別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。 (変更申請手続) 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、毎年度別に定める日までに<u>行うものとする。</u> (交付決定までの標準的期間) 9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。 (補助金の概算払) 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。 (実績報告) 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。 (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、離婚前後親支援モデル事業、社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業、<u>感染防止に配慮したひとり親家庭等相談支援体制強化事業、ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業及び市町村が実施するひとり親家庭等生活向上事業（子どもの生活・学習支援事業（新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を目的とするものの実施に係るものに限る。）（追加分）</u> 市町村長は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日（6の（2）より

改正後	現行
理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめるうえ、翌年度4月末日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。 （2） 略 12～13 略	事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめるうえ、翌年度4月末日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。 （2） 上記（1）以外の事業 別紙様式第5による報告書を、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。 （補助金の返還） 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。 （その他） 13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きにすることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

改正後

現行

別 表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等就 策総合 支援事 業	母子家 庭等就 業・自立 支援事 業	次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び (5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の 実施数に応じ次の率を乗じて得られた額の合計額 ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0	母子家庭等就 業・自立支援セン ター事業の実施に 必要な報酬、共済 費、報償費、給料 （ただし会計年度 任用職員及び臨時 的任用職員へ 支給されるものに 限る）、職員手当 等（ただし会計年 度任用職員及び 臨時任用職員 へ支給されるもの に限る）、旅費、需 用費（食糧費、印 刷製本費、消耗品 費）、役務費（通信 運搬費、保険料）、 委託料、使用料及 び賃借料、備品購 入費、負担金、補 助及び交付金	1/2
		1 母子家庭等就業・自立支援センター事業		
		(1) 就業支援事業		
		1 センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定め る金額		
		ア 週5日以下の実施の場合 <u>6,497,000円</u>		
		イ 週5日以下（土日を含む）の実施の場合		
		ウ 週6日実施の場合 <u>7,174,000円</u>		
		エ 週7日実施の場合 <u>7,851,000円</u>		
		エ 週7日実施の場合 <u>9,204,000円</u>		
		(2) 就業支援講習会等事業		
		次のア又はイに定める金額		
		ア 1センター当たり 9,200,000円		
		イ 平日夜間・土日祝日の開催や市街地のほか郊外において 就業支援講習会等を実施する場合		
		1 センター当たり <u>14,092,000円</u>		
		(3) 就業情報提供事業		
		1 センター当たり <u>2,761,000円</u>		

別 表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家 庭等就 策総合 支援事 業	母子家 庭等就 業・自立 支援事 業	次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び (5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の 実施数に応じ次の率を乗じて得られた額の合計額 ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0	母子家庭等就 業・自立支援セン ター事業の実施に 必要な報酬、共済 費、報償費、給料 （ただし会計年度 任用職員へ支給さ れるものに限る）、 職員手当等（ただ し会計年度任用職 員へ支給されるも のに限る）、旅費、 需用費（食糧費、 印刷製本費、消耗 品費）、役務費（通 信運搬費、保険 料）、委託料、使用 料及び賃借料、備 品購入費	1/2
		1 母子家庭等就業・自立支援センター事業		
		(1) 就業支援事業		
		1 センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定め る金額		
		ア 週5日以下の実施の場合 <u>6,354,000円</u>		
		イ 週5日以下（土日を含む）の実施の場合		
		ウ 週6日実施の場合 <u>7,014,000円</u>		
		エ 週7日実施の場合 <u>7,675,000円</u>		
		エ 週7日実施の場合 <u>8,995,000円</u>		
		(2) 就業支援講習会等事業		
		次のア又はイに定める金額		
		ア 1センター当たり 9,200,000円		
		イ 平日夜間・土日祝日の開催や市街地のほか郊外において 就業支援講習会等を実施する場合		
		1 センター当たり <u>13,950,000円</u>		
		(3) 就業情報提供事業		
		1 センター当たり <u>2,717,000円</u>		

改正後

現行

別 表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
		(4) 在宅就業推進事業 1センター当たり 2,000,000円 なお、在宅就業コーディネーターを配置して支援を行う場合、1センター当たり、年度あたりの支援対象者数に応じて、以下のア～ウに定める金額を加算する。 ア 支援対象者5人以上15人未満 3,000,000円 イ 支援対象者15人以上30人未満 6,000,000円 ウ 支援対象者30人以上 9,000,000円 ただし、支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場合、ア～ウに定める金額に0.9を乗じる。 (5) 養育費等支援事業 ア <u>イ、ウ及びエ</u> の額を合計した金額 ア 弁護士による養育費等に関する法律相談を行う場合 (1) 1センター当たり <u>6,633,000円</u> (2) <u>削除</u> イ ア以外の事業を行う場合 (ア) 週5日以下の実施の場合 <u>4,405,000円</u> (イ) 週5日以下(土日を含む)の実施の場合 <u>4,845,000円</u> (ウ) 週6日実施の場合 <u>5,073,000円</u> (エ) 週7日実施の場合 <u>5,528,000円</u> <u>ウ 弁護士等との連携による個別相談支援を行う場合</u> <u>エ SNSなどアクセスしやすい多様な方法により相談支援を行う場合</u> 1,491,000円 11,707,000円		

別 表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
		(4) 在宅就業推進事業 1センター当たり 2,000,000円 なお、在宅就業コーディネーターを配置して支援を行う場合、1センター当たり、年度あたりの支援対象者数に応じて、以下のア～ウに定める金額を加算する。 ア 支援対象者5人以上15人未満 3,000,000円 イ 支援対象者15人以上30人未満 6,000,000円 ウ 支援対象者30人以上 9,000,000円 ただし、支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場合、ア～ウに定める金額に0.9を乗じる。 (5) 養育費等支援事業 ア <u>イ及びエ</u> の額を合計した金額 ア 弁護士による養育費等に関する法律相談を行う場合 (1) 1センター当たり <u>3,064,000円</u> (2) <u>法律相談の件数が年間260件以上の場合に加算する額</u> <u>728,000円</u> イ ア以外の事業を行う場合 (ア) 週5日以下の実施の場合 <u>3,697,000円</u> (イ) 週5日以下(土日を含む)の実施の場合 <u>3,915,000円</u> (ウ) 週6日実施の場合 <u>4,135,000円</u> (エ) 週7日実施の場合 <u>4,578,000円</u> <u>ウ 新規</u> <u>エ 新規</u>		

改正後					現行				
別 表					別 表				
1区分	2項目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2項目	3基準額	4対象経費	5補助率
		(6) 面会交流支援事業 ア 基本分 1センター当たり <u>1,828,000円</u> イ 加算分 事前相談・支援計画書の作成・面会交流援助の実施件数に応じ以下の (ア)～(カ)に定める金額 (ア) 251件以上300件以下の場合 <u>361,000円</u> (イ) 301件以上350件以下の場合 <u>722,000円</u> (ウ) 351件以上400件以下の場合 <u>1,083,000円</u> (エ) 401件以上450件以下の場合 <u>1,444,000円</u> (オ) 451件以上500件以下の場合 <u>1,805,000円</u> (カ) 501件以上の場合 <u>2,166,000円</u> (7) 相談関係職員研修支援事業 1センター当たり <u>2,769,000円</u> (8) 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業 1センター当たり <u>2,300,000円</u> <u>(9) 心理カウンセラー配置</u> <u>1センター当たり</u> <u>3,000,000円</u>	一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、及び賃借料、備品購入費、賃料、補助及び交付金	1/2		(6) 面会交流支援事業 ア 基本分 1センター当たり <u>1,801,000円</u> イ 加算分 事前相談・支援計画書の作成・面会交流援助の実施件数に応じ以下の (ア)～(カ)に定める金額 (ア) 251件以上300件以下の場合 <u>350,000円</u> (イ) 301件以上350件以下の場合 <u>700,000円</u> (ウ) 351件以上400件以下の場合 <u>1,050,000円</u> (エ) 401件以上450件以下の場合 <u>1,400,000円</u> (オ) 451件以上500件以下の場合 <u>1,750,000円</u> (カ) 501件以上の場合 <u>2,100,000円</u> (7) 相談関係職員研修支援事業 1センター当たり 2,737,000円 (8) 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業 1センター当たり <u>2,200,000円</u> <u>(9) 新規</u>	一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2	
		次に算出された額の合計額 2 一般市等就業・自立支援事業 (1) 1市又は1福祉事務所設置町村当たり ア～ウに定める額を合計した金額 ア 就業支援関係事業(1の(1)～(4))を行う場合) イ 養育費等支援関係事業(1の(5)のイ、1の(6))を行う場合) ウ 広報啓発等関係事業(1の(7)～(8))を行う場合) 2,000,000円 2,000,000円 1,000,000円 (2) 在宅就業コーディネーターを配置して、在宅就業推進事業を行う場合、年度あたりの支援対象者数に応じて、以下のア～ウに定める金額を加算する。 ア 支援対象者5人以上15人未満の場合 1事業あたり 3,000,000円 イ 支援対象者15人以上30人未満の場合 1事業あたり 6,000,000円 ウ 支援対象者30人以上の場合 1事業あたり 9,000,000円 ただし、支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場合、ア～ウに定める金額に0.9を乗じる。 (3) 弁護士を配置して、養育費等支援事業を行う場合、以下の金額を加算する。 (1) 1事業当たり 3,064,000円 (2) 法律相談の件数が年間260件以上の場合に加算する額 728,000円	一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、及び賃借料、備品購入費、賃料、補助及び交付金	1/2					

改正後

現行

別 表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	次により算出した額の合計額 1 事務費分 <u>1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市町村当たり</u> <u>4,056,000円</u> 2 派遣手当分 (1)子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00)なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。 (ア)児童1人の場合 900円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 900円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 900円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 900円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 900円×延活動単位数×3 イ 講習会会場等 1,350円×延活動単位数 ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00)なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌6時)の間については次のエの単位とする。 (ア)児童1人の場合 1,120円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 1,120円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 1,120円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 1,120円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 1,120円×延活動単位数×3 エ 宿泊分 4,480円×延児童数 オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860円を乗じて得た額とする。 1,860円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に必要な報酬、経費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員に支給されるものに限り)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員に支給されるものに限り)、報償費、旅費、需用費(金、紙、消耗品費、燃料費、光熱水費、燃料費、通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助費及び交付金	1/2 (市町村)が行う事業に対して都道府県が補助するもの (2/3)

別 表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	次により算出した額の合計額 1 事務費分 1か所当たり 3,997,000円 2 派遣手当分 (1)子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00)なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。 (ア)児童1人の場合 900円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 900円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 900円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 900円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 900円×延活動単位数×3 イ 講習会会場等 1,350円×延活動単位数 ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00)なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌6時)の時間については次のエの単位とする。 (ア)児童1人の場合 1,120円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 1,120円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 1,120円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 1,120円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 1,120円×延活動単位数×3 エ 宿泊分 4,480円×延児童数 オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860円を乗じて得た額として、 1,860円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に必要な報酬、共済費、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2 市町村が行う事業に対して都道府県が補助するもの (2/3)

改正後

現行

別 表

1区分	2項目	3基準額	4対象経費	5補助率
		(2)生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,860円×延活動単位数 イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 2,320円×延活動単位数 ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860円を乗じて得た額とする。 1,860円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位	ひとり親家庭等生活向上事業の実施に必要報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時の任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時の任用職員に限る)、報償費、共済費、改修費、旅費、常備品購入費、燃料費、光熱費、印刷製本費、消耗品費、業務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	1/2 (市町村)が行う事業に対して都道府県が補助する場合、2/3
	ひとり親家庭等生活向上事業(子どもの生活・学習支援事業)	次により算出した額の合計額 1 ひどい親家庭等生活支援事業 (1)1都道府県(指定都市又は中核市)及び市町村当たり 11,482,000円 (2)地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に加算する額 4,265,000円 2 子どもの生活・学習支援事業 (1)集合型により実施する場合：(3)①～②及び④の合計 (2)派遣型により実施する場合：(3)①及び③の合計 (3)集合型と派遣型の両方を実施する場合：①～④の合計 ①事務費 1か所当たり 2,727,000円 ②事業費(集合型) ア 1か所当たり 7,674,000円 イ 実施日数に応じてアに加算する金額 105日～156日 3,836,000円 157日～208日 7,673,000円 209日以上 11,510,000円 ③事業費(派遣型) ア 1回の訪問が1日の場合 10,180円×訪問延回数 イ 1回の訪問が半日以上の場合 6,570円×訪問延回数 ※1 上記2(3)②イの実施日数は、事業実施場所毎の実施日数の合計とする。 ④実施準備経費(1実施場所当たり) ア 改修費等 4,000,000円 イ 礼金及び賃借料(実施前月分) 600,000円 ※2 令和2年度中に支払われたものに限る。	ひとり親家庭等生活向上事業(子どもの生活・学習支援事業)	1/2 (市町村)が行う事業に対して都道府県が補助する場合、2/3

別 表

1区分	2項目	3基準額	4対象経費	5補助率
		(2)生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,860円×延活動単位数 イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 2,320円×延活動単位数 ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860円を乗じて得た額とする。 1,860円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位	ひとり親家庭等生活向上事業の実施に必要報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、改修費、旅費、常備品購入費、燃料費、光熱費、印刷製本費、消耗品費、業務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	1/2 (市町村)が行う事業に対して都道府県が補助する場合、2/3
	ひとり親家庭等生活向上事業(子どもの生活・学習支援事業)	次により算出した額の合計額 1 ひどい親家庭等生活支援事業 (1)1か所当たり 11,341,000円 (2)地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に加算する額 4,265,000円 2 子どもの生活・学習支援事業 (1)集合型により実施する場合：(3)①～②及び④の合計 (2)派遣型により実施する場合：(3)①及び③の合計 (3)集合型と派遣型の両方を実施する場合：①～④の合計 ①事務費 1実施主体当たり 2,674,000円 ※委託の場合は、実施主体を事業実施団体等に読み替える。 ②事業費(集合型) ア 1実施主体当たり 7,664,000円 ※実施主体には事業実施団体等を含む。 イ 実施日数に応じてアに加算する金額 105日～156日 3,833,000円 157日～208日 7,665,000円 209日以上 11,497,000円 ※実施主体には事業実施団体等を含む。 ※委託の場合は、実施主体を事業実施団体等に読み替える。 ③事業費(派遣型) ア 1回の訪問が1日の場合 9,980円×訪問延回数 イ 1回の訪問が半日以上の場合 6,480円×訪問延回数 ※1 上記2(3)②イの実施日数は、事業実施場所毎の実施日数の合計とする。 ④実施準備経費(1実施場所当たり) ア 改修費等 4,000,000円 イ 礼金及び賃借料(実施前月分) 600,000円 ※2 令和2年度中に支払われたものに限る。	ひとり親家庭等生活向上事業(子どもの生活・学習支援事業)	1/2 (市町村)が行う事業に対して都道府県が補助する場合、2/3

改正後

現行

別 表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
		(制除)		

別 表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭等生活向上事業(子どもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルス(新型)ウィルスの感染拡大防止対策を目的とするもの)の実施に係るものに限る。)(当初分))	次により算出した額の合計額 1実施主体当たり 500,000円 ※委託の場合は、実施主体を事業実施団体等に読み替える。 ※令和元年度に交付決定を受けた実施主体分は、500,000円と令和元年度実支出額との差とする。	子どもの生活・学習支援事業の実施に必要な備品購入費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料※消毒液等の一括購入、学習室等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るために必要な経費に限る。	10/10
	ひとり親家庭等生活向上事業(子どもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルス(新型)ウィルスの感染拡大防止対策を目的とするもの)の実施に係るものに限る。)(当初分))	次により算出した額の合計額 1実施主体当たり 500,000円 ※委託の場合は、実施主体を事業実施団体等に読み替える。 ※本事業は、ひとり親家庭等生活向上事業(子どもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を目的とするもの)の実施に係るものに限る。)(当初分))以下、「当初分」という。の基準額を超えて事業を実施する場合及び当初分の補助対象とならない事業(研修受講費用、かかり増し経費等の支援)を行う場合に実施することが出来る。	子どもの生活・学習支援事業の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、備品購入費、印刷製本費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料 ※消毒液等の一括購入、学習室等の消毒、感染症予防の広報・啓発、研修受講費用、かかり増し経費など新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るために必要な経費に限る。	

改正後

現行

別 表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	次により算出した額の合計額 1 自立支援教育訓練給付金事業 (1)一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けていない受給資格者 教育訓練経費の60%相当額 (12,001円以上200,000円以下) (2)一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けた受給資格者	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費	3/4
		教育訓練経費の60%相当額(20,000円以下)から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額とする。 (12,001円以上) ※特定一般教育訓練給付金についての規定は令和元年10月1日の制度開始後から適用する。 (3)専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けていない受給資格者 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円を乗じた額のいずれか少ない額(12,001円以上800,000円以下) (4)専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けた受給資格者 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円を乗じた額のいずれか少ない額(800,000円以下)から雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額。 (12,001円以上)		
		2 高等職業訓練促進給付金等事業 (1)高等職業訓練促進給付金 ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数 イ 平成20年度以後平成23年度以前に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数 ウ 平成24年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 a 養成課程修了までの最後の12月の者 140,000円×支給延月数 b a以外の者 100,000円×支給延月数 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 a 養成課程修了までの最後の12月の者 110,500円×支給延月数 b a以外の者 70,500円×支給延月数		

別 表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	次により算出した額の合計額 1 自立支援教育訓練給付金事業 (1)一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けていない受給資格者 教育訓練経費の60%相当額 (12,001円以上200,000円以下) (2)一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けた受給資格者	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費	3/4
		教育訓練経費の60%相当額(20,000円以下)から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額とする。 (12,001円以上) ※特定一般教育訓練給付金についての規定は令和元年10月1日の制度開始後から適用する。 (3)専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けていない受給資格者 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円を乗じた額のいずれか少ない額(12,001円以上800,000円以下) (4)専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けた受給資格者 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円を乗じた額のいずれか少ない額(800,000円以下)から雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額。 (12,001円以上)		
		2 高等職業訓練促進給付金等事業 (1)高等職業訓練促進給付金 ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数 イ 平成20年度以後平成23年度以前に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数 ウ 平成24年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 a 養成課程修了までの最後の12月の者 140,000円×支給延月数 b a以外の者 100,000円×支給延月数 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 a 養成課程修了までの最後の12月の者 110,500円×支給延月数 b a以外の者 70,500円×支給延月数		

改正後

現行

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
		(2)高等職業訓練修了支援給付金 ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数 イ ア以外の者 25,000円×支給件数	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費	3/4
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	次により算出した額の合計額 1 受講修了時給付金 ア 令和2年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(4,001円以上100,000円以下) イ 令和2年4月1日以降に講座を修了した者 受講費用の40%相当額(4,001円以上100,000円以下) 2 合格時給付金 ア 令和2年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の40%相当額 イ 令和2年4月1日以降に講座を修了した者 受講費用の20%相当額 (1と2を合わせた給付額の上限は150,000円)	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	3/4
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	次により算出した額の合計額 (1)1プログラム当たり 20,000円 ※補助対象となるプログラムは、プログラムの策定及びその後の支援に際し、最低2回以上、面接(電話、メール等によるもの)を行っているものとする。 (2)プログラムで設定した目標を達成した後、1年以上定期的にアフターケアを行う場合、1プログラム当たり20,000円を加算する。 (3)キャリアコンサルティングによる講習等受講経費 1実施主体当たり 97,000円	母子・父子自立支援プログラム策定事業に必要な報酬、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費)、役務費(通信運搬費、使用料及び賃借料)、委託料、共済費、負担金、補助及び交付金	10/10

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
		(2)高等職業訓練修了支援給付金 ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数 イ ア以外の者 25,000円×支給件数	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	3/4
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	次により算出した額の合計額 1 受講修了時給付金 ア 令和2年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(4,001円以上100,000円以下) イ 令和2年4月1日以降に講座を修了した者 受講費用の40%相当額(4,001円以上100,000円以下) 2 合格時給付金 ア 令和2年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の40%相当額 イ 令和2年4月1日以降に講座を修了した者 受講費用の20%相当額 (1と2を合わせた給付額の上限は150,000円)	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	3/4
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	次により算出した額の合計額 (1)1プログラム当たり 20,000円 ※補助対象となるプログラムは、プログラムの策定及びその後の支援に際し、最低2回以上、面接(電話、メール等によるもの)を行っているものとする。 (2)プログラムで設定した目標を達成した後、1年以上定期的にアフターケアを行う場合、1プログラム当たり20,000円を加算する。 (3)キャリアコンサルティングによる講習等受講経費 1実施主体当たり 97,000円	母子・父子自立支援プログラム策定事業に必要な報酬、報償費、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費)、役務費(通信運搬費、使用料及び賃借料)、委託料、共済費	10/10

改正後					現行				
別 表					別 表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化 1か所当たり 5,000,000円 (2)集中相談の実施による相談窓口の強化 1か所当たり 3,100,000円	次により算出した額の合計額 (1)就業支援専門員の配置等による相談窓口の強化 1か所当たり 5,000,000円 (2)集中相談の実施による相談窓口の強化 1か所当たり 3,100,000円	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業に必要な報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	1／2		ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	次により算出した額の合計額 (1)就業支援専門員の配置等による相談窓口の強化 1か所当たり 5,000,000円 (2)集中相談の実施による相談窓口の強化 1か所当たり 3,100,000円	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、旅費、需用費(食糧費、光熱費、燃料費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料	1／2
	離婚前後親支援モデル事業	次により算出した額の合計額 1 都道府県(指定都市又は中核市)及び1市(福祉事務所設置町村)当たり 15,000,000円	離婚前後親支援モデル事業に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、備品購入費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、扶助費	1／2		離婚前後親支援モデル事業	次により算出した額の合計額 1か所当たり 1,713,000円	離婚前後親支援モデル事業に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、備品購入費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料	1／2

改正後

現行

別 表

別 表

1区分	2 種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	社会保 障・税番 号制度 に係る 情報連 携体制 整備事 業	厚生労働大臣が必要と認めた額	社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業を実施するために必要な給料(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	2/3
	感 染 防 止 に 配 慮 し た ひ と り 親 家 庭 等 相 談 支 援 体 制 強 化 事 業	(削除)		

1区分	2 種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	社会保 障・税番 号制度 に係る 情報連 携体制 整備事 業	厚生労働大臣が必要と認めた額	社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業を実施するために必要な給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	2/3
	感 染 防 止 に 配 慮 し た ひ と り 親 家 庭 等 相 談 支 援 体 制 強 化 事 業	1か所当たり 1,000,000円	感染防止に配慮したひとり親家庭等相談支援体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、改修費、備品購入費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料	1/2

改正後

現行

別 表

別 表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
		(削除)		
	ひとり親家庭等に対する支援体制強化事業	1か所当たり 2,200,000円	ひとり親家庭等に対する相談強化事業を実施するために必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員手当等(ただし会計年度任用職員の任用及び臨時任用職員へ支給されるものに限り)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限り)、報償費、共済費、改修費、備品購入費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費、委託料、使用料、賃借料	1/2

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業	1自治体あたり 80,000,000円	ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限り)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限り)、報償費、共済費、改修費、備品購入費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
		(新規)		

改正後		現 行
雇児発第 0722003 号 平成 20 年 7 月 22 日 雇児発第 0424001 号 平成 21 年 4 月 24 日 雇児発 0325 第 4 号 平成 22 年 3 月 25 日 雇児発 0401 第 3 号 平成 23 年 4 月 1 日 雇児発 0406 第 8 号 平成 24 年 4 月 6 日 雇児発 0516 第 6 号 平成 25 年 5 月 16 日 雇児発 0331 第 1 号 平成 26 年 3 月 31 日 雇児発 0930 第 1 号 平成 26 年 9 月 30 日 雇児発 0410 第 6 号 平成 27 年 4 月 10 日 雇児発 0331 第 21 号 平成 28 年 3 月 31 日 子 発 0330 第 17 号 令和 2 年 3 月 30 日 <u>子 発 ※ 第 ※ 号</u> <u>令和 3 年 ※ 月 ※ 日</u>		雇児発第 0722003 号 平成 20 年 7 月 22 日 雇児発第 0424001 号 平成 21 年 4 月 24 日 雇児発 0325 第 4 号 平成 22 年 3 月 25 日 雇児発 0401 第 3 号 平成 23 年 4 月 1 日 雇児発 0406 第 8 号 平成 24 年 4 月 6 日 雇児発 0516 第 6 号 平成 25 年 5 月 16 日 雇児発 0331 第 1 号 平成 26 年 3 月 31 日 雇児発 0930 第 1 号 平成 26 年 9 月 30 日 雇児発 0410 第 6 号 平成 27 年 4 月 10 日 雇児発 0331 第 21 号 平成 28 年 3 月 31 日 子 発 0330 第 17 号 令和 2 年 3 月 30 日

改正後	現 行
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中 核市市長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 母子家庭等就業・自立支援事業の実施について 母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談を実施することとし、別紙のとおり「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。 なお、本通知の施行に伴い、平成15年6月24日雇児発第0624001号本職通知「母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施について」は、廃止する。	都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中 核市市長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 母子家庭等就業・自立支援事業の実施について 母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談を実施することとし、別紙のとおり「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。 なお、本通知の施行に伴い、平成15年6月24日雇児発第0624001号本職通知「母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施について」は、廃止する。

改正後	現 行
(別 紙) 母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱 1～4 (略) 5 事業の内容等 (1) センター事業 事業の内容等については次のとおりであり、その実施に当たっては、就業支援事業、就業支援講習会等事業及び就業情報提供事業による一貫した就業支援サービスの提供並びに在宅就業推進事業、養育費等支援事業、<u>面会交流支援事業及び心理担当者による相談支援事業</u>の実施による総合的な自立支援に努めること。併せて、管内自治体・福祉事務所支援事業及び広報啓発・公聴、ニーズ把握等事業の実施に努め、支援ニーズの把握、相談・支援体制の整備、相談・支援ニーズの把握、相談・支援体制の整備、相談・支援ニーズの把握、相談・支援ニーズの把握に努めること。 ア～エ (略) オ 養育費等支援事業 離婚後の子どもたちの養育においては、その養育に対する責務は両親にあり、子どもを監護しない親も養育費を負担し、扶養義務を果たさなければならないが、実際には養育費の確保が進んでいない状況にある。このため、母子家庭の母等の養育費の確保のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施する。また、母子家庭の母等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行の手続に関する相談や情報提供、母子家庭の母等が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援のほか、講習会などを実施する。 また、母子家庭の母等の中には人間関係の形成が不得手であったり、生活習慣、生活意欲、価値意識に問題を抱え、就業を継続することができず転職を繰	(別 紙) 母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱 1～4 (略) 5 事業の内容等 (1) センター事業 事業の内容等については次のとおりであり、その実施に当たっては、就業支援事業、就業支援講習会等事業及び就業情報提供事業による一貫した就業支援サービスの提供並びに在宅就業推進事業、養育費等支援事業<u>及び面会交流支援事業</u>の実施による総合的な自立支援に努めること。併せて、管内自治体・福祉事務所支援事業及び広報啓発・公聴、ニーズ把握等事業の実施に努め、支援ニーズの把握、相談・支援体制の整備、相談・支援ニーズの把握、相談・支援ニーズの把握に努めること。 ア～エ (略) オ 養育費等支援事業 離婚後の子どもたちの養育においては、その養育に対する責務は両親にあり、子どもを監護しない親も養育費を負担し、扶養義務を果たさなければならないが、実際には養育費の確保が進んでいない状況にある。このため、母子家庭の母等の養育費の確保のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施する。また、母子家庭の母等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行の手続に関する相談や情報提供、母子家庭の母等が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援のほか、講習会などを実施する。 また、母子家庭の母等の中には人間関係の形成が不得手であったり、生活習慣、生活意欲、価値意識に問題を抱え、就業を継続することができず転職を繰

改正後	現 行
り返すなど、安定した就業生活を営むことが困難な者があり、地域での生活支援を必要としている。また、子どもをひとりで養育していることから、就業支援活動に加えて生活面での支援体制を強化する必要がある。このため、地域の母子生活支援施設等の相談・指導機能を活用して、そのノウハウを活かした相談指導等の生活支援を継続的に行うものとする。これらの実施に当たっては、次の事項に留意すること。 <u>(ア) 事業の実施に当たっては、SNSによるオンライン相談などアクセスしやすい多様な方法による相談支援を行うことが望ましい。</u> <u>(イ) 養育費相談については、養育費の取り決めに促進する観点から、養育費等相談支援センターや市区町村の相談窓口等の関係機関との連携を図り、積極的に離婚前の者に対して実施すること。</u> <u>(ウ) 養育費相談については、養育費に関する相談のほか、面接交渉等の問題も含め相談に応じるとともに、必要に応じ、相談者に対して、法テラス、弁護士会や民間団体等の紹介を行うこと。</u> <u>(エ) 弁護士による養育費相談については、必要に応じ、弁護士会等と連携した個別相談支援等きめ細かな支援を行うとともに、養育費のほか、離婚、親権、面会交流、慰謝料や財産分与などの法律に関する問題にも応じること。</u> <u>(オ) 生活支援については、母子家庭の母等の職場や家庭を訪問する巡回相談を実施するなど継続的生活支援を行うこと。</u> <u>(カ) 相談指導に当たっては、親子関係の形成、親子関係の再構築、経済観念の醸成など適切な相談指導を行うとともに、必要な場合には関係機関や地域組織と連携した支援体制の調整を図ること。</u> <u>(キ) 特に父子家庭については、父子家庭になった直後の生活に支援を必要としている場合が多いことから、子育て、生活相談や必要な制度の活用方法など情報提供を行うこと。</u> <u>(ク) 生活支援については、地域の母子・父子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図って実施すること。</u> <u>(ケ) 相談の実施に当たっては、託児コーナーの設置や平日夜間・土日祝日に相談を実施するほか、DV被害者等への配慮などひとり親家庭の生活実態やニーズ等を踏まえ実施すること。</u>	り返すなど、安定した就業生活を営むことが困難な者があり、地域での生活支援を必要としている。また、子どもをひとりで養育していることから、就業支援活動に加えて生活面での支援体制を強化する必要がある。このため、地域の母子生活支援施設等の相談・指導機能を活用して、そのノウハウを活かした相談指導等の生活支援を継続的に行うものとする。これらの実施に当たっては、次の事項に留意すること。 <u>(新設)</u> <u>(ア) 養育費相談については、養育費の取り決めに促進する観点から、養育費相談支援センターや市区町村の相談窓口等の関係機関との連携を図り、積極的に離婚前の者に対して実施すること。</u> <u>(イ) 養育費相談については、養育費に関する相談のほか、面接交渉等の問題も含め相談に応じるとともに、必要に応じ、相談者に対して、法テラス、弁護士会や民間団体等の紹介を行うこと。</u> <u>(ウ) 弁護士による養育費相談については、養育費のほか、離婚、親権、面会交流、慰謝料や財産分与などの法律に関する問題にも応じること。</u> <u>(エ) 生活支援については、母子家庭の母等の職場や家庭を訪問する巡回相談を実施するなど継続的生活支援を行うこと。</u> <u>(オ) 相談指導に当たっては、親子関係の形成、親子関係の再構築、経済観念の醸成など適切な相談指導を行うとともに、必要な場合には関係機関や地域組織と連携した支援体制の調整を図ること。</u> <u>(カ) 特に父子家庭については、父子家庭になった直後の生活に支援を必要としている場合が多いことから、子育て、生活相談や必要な制度の活用方法など情報提供を行うこと。</u> <u>(キ) 生活支援については、地域の母子・父子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図って実施すること。</u> <u>(ク) 相談の実施に当たっては、平日夜間・土日祝日に相談を実施するほか、DV被害者等への配慮などひとり親家庭の生活実態やニーズ等を踏まえ実施すること。</u>

改正後	現 行
カ 面会交流支援事業 離婚により父母が離れて暮らすことになっても、別居親と子どもが会った り、電話や手紙等で定期的・継続的に交流を保つことは、子どもの生活や精神 面の安定をもたらし、子どもの健やかな成長にとって有意義である。 また、別居親にとっても、子どもとの交流により子どもの成長を見守ること は、実親としての養育の責務を果たすことにもつながり、さらには、子どもの 養育費を支払う意欲にもつながることになる。 しかしながら、離婚した父母は、相手に対する複雑な感情や心理的葛藤を有 していることが多いため、父母間のみでは子どもとの面会交流を実施するこ とが困難な場合がある。 このため、別居親又は同居親からの申請に応じ、面会交流に係る事前相談や 面会交流援助等の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図り、子 どもの健やかな成長を図るため等の支援を行う。 (ア) ～ (エ) (略) (オ) その他 a 実施主体は、本事業を実施するに当たり、必要に応じて養育費等相談 支援センターや家庭裁判所等関係機関と連携を図ること。 b 暴力行為や子どもに対する虐待行為を行うおそれのある者、子どもの 連れ去り又は連れ去りを企図するおそれのある者等については本事業の 対象としないこと。また、これらのことが発生した場合には、支援を中止 し、子ども等の安全の確保に十分配慮するとともに、関係機関への連絡等 必要な支援策を講ずること。なお、これらの場合には、以後一切の支援は 行わないこと。 c 実施主体、支援員、その他本事業に従事する者は、本事業において知 り得た個人情報漏えいすることがないよう、その取扱いには十分注意す るとともに、適切な管理を行うこと。 キ～ク (略)	カ 面会交流支援事業 離婚により父母が離れて暮らすことになっても、別居親と子どもが会った り、電話や手紙等で定期的・継続的に交流を保つことは、子どもの生活や精神 面の安定をもたらし、子どもの健やかな成長にとって有意義である。 また、別居親にとっても、子どもとの交流により子どもの成長を見守ること は、実親としての養育の責務を果たすことにもつながり、さらには、子どもの 養育費を支払う意欲にもつながることになる。 しかしながら、離婚した父母は、相手に対する複雑な感情や心理的葛藤を有 していることが多いため、父母間のみでは子どもとの面会交流を実施するこ とが困難な場合がある。 このため、別居親又は同居親からの申請に応じ、面会交流に係る事前相談や 面会交流援助等の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図り、子 どもの健やかな成長を図るため等の支援を行う。 (ア) ～ (エ) (略) (オ) その他 a 実施主体は、本事業を実施するに当たり、必要に応じて養育費相談支 援センターや家庭裁判所等関係機関と連携を図ること。 b 暴力行為や子どもに対する虐待行為を行うおそれのある者、子どもの 連れ去り又は連れ去りを企図するおそれのある者等については本事業の 対象としないこと。また、これらのことが発生した場合には、支援を中止 し、子ども等の安全の確保に十分配慮するとともに、関係機関への連絡等 必要な支援策を講ずること。なお、これらの場合には、以後一切の支援は 行わないこと。 c 実施主体、支援員、その他本事業に従事する者は、本事業において知 り得た個人情報漏えいすることがないよう、その取扱いには十分注意す るとともに、適切な管理を行うこと。 キ～ク (略)

ケ 心理担当者による相談支援事業

(新設)

改正後	現 行
母子家庭の母等の自立支援にあたって、就職に有利になる資格取得の促進や職業訓練等だけではなく、母子家庭の母等のエンパワメント（自らの潜在能力を引き出し自分自身の生活や環境をコントロールしていく力）を育むため、母子家庭等就業・自立支援センターに心理担当者を配置し母子家庭の母等に対し心理面のアプローチも考慮した相談支援を行う。 心理担当者は、産業カウンセラー等の心理に関する専門資格を有するもの又はこれと同程度と認められるものとし、母子・父子自立支援員等との兼務を可能とする。ただし、兼務の場合はそれぞれの業務の分担等に応じて費用の分担を行うこと。	(2) 一般市等事業 一般市等事業は、より身近な地域においても母子家庭の母等が自立支援を受けられるよう、(1)のセンター事業と同様の事業を一般市等においても実施することとし、実施に当たっては、次の事項に留意すること。 ア 事業の種類は、(1)の就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、在宅就業推進事業、養育費等支援事業、面会交流支援事業、相談関係職員研修支援事業、広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業とし、その中から、地域の実情に応じ必要な事業を選択して実施することも差し支えない。なお、平成 28 年度から一般市等事業においても、(1)のセンター事業の全てを実施できることとしている。 イ 都道府県等や近隣の市等と必要に応じ連携を図る、事業の共同実施をする等、効果的・効率的な支援に配慮すること。
(2) 一般市等事業 一般市等事業は、より身近な地域においても母子家庭の母等が自立支援を受けられるよう、(1)のセンター事業と同様の事業を一般市等においても実施することとし、実施に当たっては、次の事項に留意すること。 ア 事業の種類は、(1)の就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、在宅就業推進事業、養育費等支援事業、面会交流支援事業、相談関係職員研修支援事業、広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業、<u>心理担当者による相談支援事業</u>とし、その中から、地域の実情に応じ必要な事業を選択して実施することも差し支えない。なお、平成 28 年度から一般市等事業においても、(1)のセンター事業の全てを実施できることとしている。 イ 都道府県等や近隣の市等と必要に応じ連携を図る、事業の共同実施をする等、効果的・効率的な支援に配慮すること。	(2) 一般市等事業 一般市等事業は、より身近な地域においても母子家庭の母等が自立支援を受けられるよう、(1)のセンター事業と同様の事業を一般市等においても実施することとし、実施に当たっては、次の事項に留意すること。 ア 事業の種類は、(1)の就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、在宅就業推進事業、養育費等支援事業、面会交流支援事業、相談関係職員研修支援事業、広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業とし、その中から、地域の実情に応じ必要な事業を選択して実施することも差し支えない。なお、平成 28 年度から一般市等事業においても、(1)のセンター事業の全てを実施できることとしている。 イ 都道府県等や近隣の市等と必要に応じ連携を図る、事業の共同実施をする等、効果的・効率的な支援に配慮すること。
6 関係機関との連携等 都道府県等及び一般市等は、これらの事業を実施するに当たっては、母子家庭の母等に対し、本事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、公共職業安定所、福祉人材バンク、児童相談所、福祉事務所、養育費等相談支援センター、民生委員・児童委員、母子生活支援施設、母子・父子自立支援員、就業支援専門員、母子・父子自立支援プログラム策定員、その他の福祉・就業関係機関との連携に努めるものとする。	6 関係機関との連携等 都道府県等及び一般市等は、これらの事業を実施するに当たっては、母子家庭の母等に対し、本事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、公共職業安定所、福祉人材バンク、児童相談所、福祉事務所、養育費相談支援センター、民生委員・児童委員、母子生活支援施設、母子・父子自立支援員、就業支援専門員、母子・父子自立支援プログラム策定員、その他の福祉・就業関係機関との連携に努めるものとする。

改正後	現 行
7 (略)	7 (略)

改正後	現 行		
面会交流支援計画書			
(別紙)			
1 申込日	平成 年 月 日		
2 事前相談日	(父) 平成 年 月 日 (母) 平成 年 月 日		
3 申請者氏名	(父・母) 子どもと (同居・別居)		
4 相手方氏名	(父・母) 子どもと (同居・別居)		
5 面会する未成年者			
氏名	平成 年 月 日 (歳) 男・女		
氏名	平成 年 月 日 (歳) 男・女		
氏名	平成 年 月 日 (歳) 男・女		
6 援助内容			
(1)面会交流の連絡調整 (日時、場所、時間、方法などの調整を含む)			
(2)子の受渡し (援助内容(1)を含む)			
(3)面会交流の際の付添い (援助内容(1)(2)を含む)			
(備考)			
7 援助条件			
(1)短期型 (1回・2回)			
(2)継続型 (頻度： 月 1 回 ・ 2 か月に 1 回 ・ その他 ())			
(備考)			
8 支援員氏名			
9 支援経過			
日付	時間	内容	支援員氏名

子 発 ※ 第 ※ 号
令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長

ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業の実施について

標記について、別紙のとおり「ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業実施要綱」を定め、令和3年4月1日から適用することとしたので、本事業の適切かつ円滑な実施を図られたく通知する。

各都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別 紙)

ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業実施要綱

1 事業の目的

ひとり親家庭等の抱える困難は、多くが複雑に重なりあっており、その困難の解決に向けては、子育てと仕事の両立支援、より収入の高い就業を可能にするための支援、学習支援等の児童に対する支援など、様々な支援を個々の状況に応じて提供することが必要である。

本事業は、ひとり親家庭に対して、個々の状態に応じて適切な支援を提供できるよう、母子・父子自立支援員等（以下「支援員等」という。）の専門性の向上を始めとした相談支援体制の強化を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下、「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等は事業の全部又は一部を母子・父子福祉団体、NPO 法人等事業を適切に実施できる者に委託することができる。

3 事業内容

支援員等が活用する相談対応ツールや動画等による研修ツールを作成すること等により、ひとり親家庭等に対する相談支援体制を強化し、個々の状態に応じて適切な支援を提供できる体制整備を図るものとする。

4 留意事項

- (1) 本事業は、支援員等の専門性の向上を始めとした相談支援体制の強化を図ることを目的としたものであり、支援員等の給与及び諸手当等は対象としないこと。
- (2) 本事業を実施する都道府県等は、実施内容の詳細や成果等の参考資料について、厚生労働省からの求めに応じ、提出するものとする。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

改正後		現 行	
都道府県 指定都市 中 核 市 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長 ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について ひとり親家庭等日常生活支援事業については、「ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第13	都道府県 指定都市 中 核 市 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長 ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について ひとり親家庭等日常生活支援事業については、「ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第13	都道府県 指定都市 中 核 市 民生主管部（局）長 殿 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長 ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について ひとり親家庭等日常生活支援事業については、「ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第13	雇児福 発 0930 第 6 号 平 成 26 年 9 月 30 日 雇児福 発 0401 第 1 号 平 成 28 年 4 月 1 日 子 家 発 0531 第 4 号 平 成 30 年 5 月 31 日 子 家 発 0625 第 1 号 令 和 元 年 6 月 25 日 子 家 発 0330 第 2 号 令 和 2 年 3 月 30 日 子 家 発 1225 第 1 号 令 和 2 年 12 月 25 日 <u>一部改正 子家発 0215 第 1 号</u> <u>令和 3 年 2 月 15 日</u> 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 雇児福 発 0930 第 6 号 平 成 26 年 9 月 30 日 雇児福 発 0401 第 1 号 平 成 28 年 4 月 1 日 子 家 発 0531 第 4 号 平 成 30 年 5 月 31 日 子 家 発 0625 第 1 号 令 和 元 年 6 月 25 日 子 家 発 0330 第 2 号 令 和 2 年 3 月 30 日 子 家 発 1225 第 1 号 令 和 2 年 12 月 25 日 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正

改正後	現 行
号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)により通知されたところであるが、次の事項について留意のうえ、事業の適正かつ円滑な運営を図りたい。また、管内市の母子・父子福祉団体等の関係者に対して周知を図られるとともに、都道府県民生主管部(局)長におかれては、貴管内の市町村(特別区)を含み、指定都市及び中核市を除く。)に対する周知について、併せてお願いする。 なお、この通知は、平成26年10月1日から適用する。 おって、平成15年6月18日雇児福発第0618001号本職通知「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」はこれを廃止する。	号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)により通知されたところであるが、次の事項について留意のうえ、事業の適正かつ円滑な運営を図りたい。また、管内市の母子・父子福祉団体等の関係者に対して周知を図られるとともに、都道府県民生主管部(局)長におかれては、貴管内の市町村(特別区)を含み、指定都市及び中核市を除く。)に対する周知について、併せてお願いする。 なお、この通知は、平成26年10月1日から適用する。 おって、平成15年6月18日雇児福発第0618001号本職通知「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」はこれを廃止する。

改正後	現 行
1 ～ 4 (略)	1 事業の委託について この事業の委託を行う場合には、地域の母子・父子福祉団体、NPO、介護事業者等を積極的に活用されたい。 2 派遣等対象家庭名簿の作成について (1) この事業の実施に当たっては、あらかじめ利用を希望する者を登録した派遣等対象家庭名簿を作成しておくこと。 (2) 派遣等対象家庭から派遣等対象家庭名簿に登録申請があった場合には、すみやかに名簿に登録するとともに、家庭生活支援員の派遣等を要請する場合の連絡先等を記した受付票を交付しておくこと。 3 家庭生活支援員の選定について (1) 家庭生活支援員には、支援の内容を十分遂行できる者を選定することとし、その選定に当たっては、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦を積極的に選定するよう努めること。 (2) 子育て支援に係る家庭生活支援員については、一定の研修を修了した者等から選定することとしているが、この一定の研修については、概ね別紙1の基準によること。なお、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第12号及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第14項）における援助を行う会員のうち、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（平成26年5月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」において参考として示している講習カリキュラムの項目を全て受講した者又は同通知において当該講習を修了した者とみなすこととされている者については、

改正後	現 行
	別紙１の基準による一定の研修と同等の研修を修了した者とするこ とができる。 ４ 家庭生活支援員の派遣等の手続について (１) 派遣等対象家庭名簿に登録されている家庭等から、家庭生活支 援員の派遣等の要請があった場合には、当該要請の内容を確認の 上、できる限り速やかに家庭生活支援員の派遣等の要否を審査 し、必要と認められる場合には、利用者に通知するとともに、家 庭生活支援員に必要な便宜の依頼を行うものとする。 特に、乳幼児又は小学校に就学する児童を養育するひとり親家庭 に対する定期的な派遣等については、当該ひとり親家庭が親族の支 援を受けることが困難である場合など、真に派遣等により生活援 助、保育サービスの必要性のある家庭に対して行うものとするこ と。 ただし、緊急を要する場合には、手続き等は事後とするなど弾力 的な運用を行って差し支えないものとする。 (２) 家庭生活支援員の派遣等を行う場合には、便宜の内容並びに費 用負担の額を決定し、併せて利用者に通知するものとする。 ５ 家庭生活支援員の業務内容について (１) (略) ア 乳幼児の保育 イ 児童の生活指導 ウ 食事の世話 エ 住居の掃除 オ 身の回りの世話

改正後	現 行
(2) 事業実施上の留意点 ア～オ (略)	カ 生活必需品等の買物 キ 医療機関等との連絡 ク その他必要な用務 (2) 事業実施上の留意点 ア 支援内容を生活援助と子育て支援に区分し、実施単位は1時間を単位とする。 なお、被生活援助者の居宅における子育て支援は、生活援助として取り扱うこと。 イ ひとり親家庭等の多様なニーズに応じて、時間外、休日、夜間にも対応できるようにすること。また、子育て支援については、深夜から引き続き早朝まで預かりを実施した場合には、宿泊として取り扱うものとする。 ウ 必要な便宜を供与する場合において、日常生活における食事や掃除等に関する親への助言・指導について要望がある場合には、可能な限り、当該助言や指導も含め支援を実施すること。 エ 親又は児童の疾病により支援が必要な場合には、かかりつけの医師、救急病院の連絡先等必要な情報を確認するなど緊急時の対応に留意すること。 オ 派遣等の日数は、当該ひとり親家庭等において、現に日常生活等に支障が生じている状況を勘案して、必要な範囲で決定すること。 なお、ひとり親家庭等になって間がないなど生活環境等が激変し、日常生活を営むのに支障が生じている場合等は特に配慮すること。 カ 局長通知の別紙「ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)6(2)のイ及びウの場所以て児童の子育て支援サービスを実施する場合には、次の点に留意し

カ 局長通知の別紙「ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」
(以下「実施要綱」という。)6(2)のイ及びウ (子育て支援を受ける者の居宅を除く)の場所で児童の子育て支援サービスを

改正後	現 行
実施する場合には、次の点に留意して実施すること。 (ア) 子育ての経験のある家庭生活支援員を2人以上配置すること。 (イ) 対象児童は5人以下とし、対象児童が5人を超える場合は、児童5人ごとに家庭生活支援員を1人追加配置すること。 (ウ) 乳幼児を含む20人以上の児童を対象とする場合は、家庭生活支援員のうち保育士の資格を有する者を1人以上配置することが望ましいこと。 (エ) 特に実施要綱6(2)のウの場所でサービスを実施する際の場合所の確保については、事業の実施主体である都道府県又は市町村が施設の設置主体等と必要な調整を行うこと。 6 費用の負担について (1) 家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯は、別紙2の基準により派遣等に要した費用を負担するものとする。 <u>なお、児童扶養手当支給水準の世帯として取り扱う者の所得の計算にあたっては、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例によるものとし、児童扶養手当法施行令第6条の7の規定は適用しないものとする。</u> <u>ただし、令和3年3月から5月までの間に家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯のうち次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者については、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の令和元年の所得が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。また、</u>	て実施すること。 (ア) 子育ての経験のある家庭生活支援員を2人以上配置すること。 (イ) 対象児童は5人以下とし、対象児童が5人を超える場合は、児童5人ごとに家庭生活支援員を1人追加配置すること。 (ウ) 乳幼児を含む20人以上の児童を対象とする場合は、家庭生活支援員のうち保育士の資格を有する者を1人以上配置することが望ましいこと。 (エ) 特に実施要綱6(2)のウの場所でサービスを実施する際の場合所の確保については、事業の実施主体である都道府県又は市町村が施設の設置主体等と必要な調整を行うこと。 6 費用の負担について (1) 家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯は、別紙2の基準により派遣等に要した費用を負担するものとする。 (2) <u>別紙2の利用世帯の区分の適用にあたり、利用者世帯のうち次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者については、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（1月から5月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）</u>が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。また、上記により寡婦又は寡夫とみなし

改正後	現 行
上記により寡婦又は寡夫とみなした者（母又は父を除く。）であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者の<u>令和元年</u>の所得については、<u>健康保険法施行令第2号</u>（<u>令和2年政令第381号</u>）<u>附則第7条の規定によりなお従前の例によるものとされた同令による改正前の児童扶養手当法施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項（第3号に規定する控除を除く。）の規定の例により計算した額から、（ア）又は（ウ）に該当する場合にあっては27万円を、（イ）に該当する場合には35万円を控除した額とする。</u> （ア） 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（<u>令和元年</u>の所得（地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。以下同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。以下同じ。））を有するもの（（イ）に掲げる者を除く。） （イ） （ア）に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、<u>令和元年</u>の所得が500万円以下であるもの （ウ） 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないものうち、その者と生計を一にする子（<u>令和元年</u>の所得が基礎控除額以下である子）を有し、<u>令和元年</u>の所得が500万円以下であるもの （2） <u>上記(1)</u>の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者は、その旨を記載した申請書（別紙3（様式例）参照）を提出するものとする。	た者（母又は父を除く。）であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者の<u>前年</u>の所得については、児童扶養手当法施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項（第3号に規定する控除を除く。）の規定の例により計算した額から、（ア）又は（ウ）に該当する場合にあっては27万円を、（イ）に該当する場合には35万円を控除した額とする。 （ア） 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（<u>前年</u>の所得（地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。以下同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。以下同じ。））を有するもの（（イ）に掲げる者を除く。） （イ） （ア）に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、<u>前年</u>の所得が500万円以下であるもの （ウ） 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないものうち、その者と生計を一にする子（<u>前年</u>の所得が基礎控除額以下である子）を有し、<u>前年</u>の所得が500万円以下であるもの （3） <u>上記(2)</u>の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者は、その旨を記載した申請書（別紙3（様式例）参照）を提出するものとする。

改正後	現 行																								
7 (略)	7 家庭生活支援員に対する手当 家庭生活支援員に対し、支援内容及び単位数に応じて派遣等に要した費用の支給を行うこと。																								
別紙1 ～ 2 (略)	(別紙1) <table border="1"> <thead> <tr> <th>研 修 科 目</th><th>時 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 児童の発達と遊び (講習Ⅰ) (考え方) 0歳から10歳位までの児童の発達に関する基本的事項を学ぶ。具体的な例を検討することを通じて、できるだけ実践的に容易に応用することが可能な知識を学ぶ。</td><td>9 時間</td></tr> <tr> <td>① 乳幼児期の発達</td><td>3 時間</td></tr> <tr> <td>② 学童期の発達</td><td>3 時間</td></tr> <tr> <td>③ 児童にとつての遊び</td><td>3 時間</td></tr> <tr> <td>II 健康管理と緊急対応 (講習Ⅱ) (考え方) 0歳から10歳位までの児童がかかりやすい病気についてその特徴を学ぶ。その上で、体調不良の時、病気の時、病気の回復期、事故を起こした場合などの際の応急措置などについて実技指導をまじえて学ぶ。さらに、健康管理という視点からみた食生活について学ぶ。</td><td>9 時間</td></tr> <tr> <td>④ 児童の病気</td><td>3 時間</td></tr> <tr> <td>⑤ 緊急時の対応と応急措置</td><td>3 時間</td></tr> <tr> <td>⑥ 児童の成長と食生活</td><td>3 時間</td></tr> <tr> <td>III 保育所における見学実習 (考え方) 保育所において、児童の様子を観察したり、保育士の関わり方などを見学する。絵本の読み聞かせ、食事、遊びなどの場面で保育士が児童にどのように関わっているのかについて見学する。</td><td>3 時間</td></tr> <tr> <td>IV 子育て支援の状況 (講習Ⅲ) (考え方) 子育て支援に関する公的制度や保育ビジネスの現状、子育てに関する各種調査結果などについて学ぶ。研修全体のまとめでは、研修で学んできたことを整理するとともに、講習で学んできたことと保育所における見学実習で感じたことなどを結びつけるような意見交換の機会を設けることなどにより、学んだことが相互に関連しあうよう配慮する。</td><td>6 時間</td></tr> <tr> <td>⑦ 現代の子育て事業</td><td>3 時間</td></tr> </tbody> </table>	研 修 科 目	時 間	I 児童の発達と遊び (講習Ⅰ) (考え方) 0歳から10歳位までの児童の発達に関する基本的事項を学ぶ。具体的な例を検討することを通じて、できるだけ実践的に容易に応用することが可能な知識を学ぶ。	9 時間	① 乳幼児期の発達	3 時間	② 学童期の発達	3 時間	③ 児童にとつての遊び	3 時間	II 健康管理と緊急対応 (講習Ⅱ) (考え方) 0歳から10歳位までの児童がかかりやすい病気についてその特徴を学ぶ。その上で、体調不良の時、病気の時、病気の回復期、事故を起こした場合などの際の応急措置などについて実技指導をまじえて学ぶ。さらに、健康管理という視点からみた食生活について学ぶ。	9 時間	④ 児童の病気	3 時間	⑤ 緊急時の対応と応急措置	3 時間	⑥ 児童の成長と食生活	3 時間	III 保育所における見学実習 (考え方) 保育所において、児童の様子を観察したり、保育士の関わり方などを見学する。絵本の読み聞かせ、食事、遊びなどの場面で保育士が児童にどのように関わっているのかについて見学する。	3 時間	IV 子育て支援の状況 (講習Ⅲ) (考え方) 子育て支援に関する公的制度や保育ビジネスの現状、子育てに関する各種調査結果などについて学ぶ。研修全体のまとめでは、研修で学んできたことを整理するとともに、講習で学んできたことと保育所における見学実習で感じたことなどを結びつけるような意見交換の機会を設けることなどにより、学んだことが相互に関連しあうよう配慮する。	6 時間	⑦ 現代の子育て事業	3 時間
研 修 科 目	時 間																								
I 児童の発達と遊び (講習Ⅰ) (考え方) 0歳から10歳位までの児童の発達に関する基本的事項を学ぶ。具体的な例を検討することを通じて、できるだけ実践的に容易に応用することが可能な知識を学ぶ。	9 時間																								
① 乳幼児期の発達	3 時間																								
② 学童期の発達	3 時間																								
③ 児童にとつての遊び	3 時間																								
II 健康管理と緊急対応 (講習Ⅱ) (考え方) 0歳から10歳位までの児童がかかりやすい病気についてその特徴を学ぶ。その上で、体調不良の時、病気の時、病気の回復期、事故を起こした場合などの際の応急措置などについて実技指導をまじえて学ぶ。さらに、健康管理という視点からみた食生活について学ぶ。	9 時間																								
④ 児童の病気	3 時間																								
⑤ 緊急時の対応と応急措置	3 時間																								
⑥ 児童の成長と食生活	3 時間																								
III 保育所における見学実習 (考え方) 保育所において、児童の様子を観察したり、保育士の関わり方などを見学する。絵本の読み聞かせ、食事、遊びなどの場面で保育士が児童にどのように関わっているのかについて見学する。	3 時間																								
IV 子育て支援の状況 (講習Ⅲ) (考え方) 子育て支援に関する公的制度や保育ビジネスの現状、子育てに関する各種調査結果などについて学ぶ。研修全体のまとめでは、研修で学んできたことを整理するとともに、講習で学んできたことと保育所における見学実習で感じたことなどを結びつけるような意見交換の機会を設けることなどにより、学んだことが相互に関連しあうよう配慮する。	6 時間																								
⑦ 現代の子育て事業	3 時間																								

改正後	現 行															
	⑧ 研修全体のまとめ	3 時間														
	合 計	2 7 時間														
(別紙 2) ひとり親家庭等日常生活支援事業費用負担基準 <table data-bbox="563 91 1157 1088"> <tr> <th data-bbox="563 689 722 1088" rowspan="2">利用世帯の区分</th><th colspan="2" data-bbox="563 91 643 689">利用者の負担額（1 時間あたり）</th></tr> <tr> <th data-bbox="643 398 722 689">子育て支援</th><th data-bbox="643 91 722 398">生活援助</th></tr> <tr> <td data-bbox="722 689 882 1088">生活保護世帯、 市町村民税非課税世帯</td><td data-bbox="722 398 882 689">0 円</td><td data-bbox="722 91 882 398">0 円</td></tr> <tr> <td data-bbox="882 689 997 1088">児童扶養手当支給水準の世帯</td><td data-bbox="882 398 997 689">7 0 円</td><td data-bbox="882 91 997 398">1 5 0 円</td></tr> <tr> <td data-bbox="997 689 1157 1088">上記以外の世帯</td><td data-bbox="997 398 1157 689">1 5 0 円</td><td data-bbox="997 91 1157 398">3 0 0 円</td></tr> </table> ※ 子育て支援については、 ① 宿泊した場合の負担額は 8 時間分とし、児童 1 人の場合の負担額に 0.5 を乗じて得た額とする。 ② 児童数に応じた負担額とし、2 人以上の児童 1 人につき児童 1 人の場合の負担額に 0.5 を乗じて得た額を加算する。 ③ 10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。			利用世帯の区分	利用者の負担額（1 時間あたり）		子育て支援	生活援助	生活保護世帯、 市町村民税非課税世帯	0 円	0 円	児童扶養手当支給水準の世帯	7 0 円	1 5 0 円	上記以外の世帯	1 5 0 円	3 0 0 円
利用世帯の区分	利用者の負担額（1 時間あたり）															
	子育て支援	生活援助														
生活保護世帯、 市町村民税非課税世帯	0 円	0 円														
児童扶養手当支給水準の世帯	7 0 円	1 5 0 円														
上記以外の世帯	1 5 0 円	3 0 0 円														

改正後		現 行	
(別紙3) 様式例	(元号) 年 月 日	(別紙3) 様式例	(元号) 年 月 日
ひとり親家庭等日常生活支援事業寡婦(夫)みなし適用申請書		ひとり親家庭等日常生活支援事業寡婦(夫)みなし適用申請書	
〇〇都道府県知事(〇〇市町村長) 殿	申請者氏名: 〇〇 〇〇 子の名前: 〇〇 〇〇 住所: 〇〇市〇〇 〇〇	〇〇都道府県知事(〇〇市町村長) 殿	申請者氏名: 〇〇 〇〇 子の名前: 〇〇 〇〇 住所: 〇〇市〇〇 〇〇
私は、ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用にあたり、当該事業の費用負担の算定に関して、寡婦又は寡夫のみなし適用を受けたので、添付書類を添えて申請致します。		私は、ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用にあたり、当該事業の費用負担の算定に関して、寡婦又は寡夫のみなし適用を受けたので、添付書類を添えて申請致します。	
【寡婦又は寡夫とみなされる者として該当する番号をチェックしてください】 ☐ ① 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(令和元年の所得が基礎控除額以下である子)を有するもの ☐ ② ①に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、令和元年の所得が500万円以下であるもの ☐ ③ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(令和元年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、令和元年の所得が500万円以下であるもの		【寡婦又は寡夫とみなされる者として該当する番号をチェックしてください】 ☐ ① 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有するもの ☐ ② ①に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの ☐ ③ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、前年の所得が500万円以下であるもの	
(注1) 「基礎控除額」とは、所得税法第86条第1項の規定により控除される額(38万円)となります。		(注1) 「前年の所得」とは、地方税法第313条第1項に規定する所得(総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額)の合計額となります。また、本事業の利用日が1月から5月の場合は、前々年の所得となります。	
【添付書類】		【添付書類】	
(1) 申請者・子の戸籍全部事項証明書		(1) 申請者・子の戸籍全部事項証明書	
(2) その他事業実施主体である都道府県(市町村)が必要と認めるもの		(2) その他事業実施主体である都道府県(市町村)が必要と認めるもの	
【注意事項】(申請にあたっては、下記の内容について同意の上申請を行ってください。)		【注意事項】(申請にあたっては、下記の内容について同意の上申請を行ってください。)	
・事業実施主体である都道府県(市町村)が必要と認めた範囲において、児童扶養手当の支給に関する情報や申請者及び対象となる子の課税状況等の寡婦(夫)とみなすために必要な情報を関係部署に照会又は情報提供する場合があります。		・事業実施主体である都道府県(市町村)が必要と認めた範囲において、児童扶養手当の支給に関する情報や申請者及び対象となる子の課税状況等の寡婦(夫)とみなすために必要な情報を関係部署に照会又は情報提供する場合があります。	
・また、本事業利用後において、申請内容に虚偽があった場合は、寡婦(夫)みなし適用を取り消し、当該申請に基づき適用された利用料の減額分について全額返還いただくこととなります。		・また、本事業利用後において、申請内容に虚偽があった場合は、寡婦(夫)みなし適用を取り消し、当該申請に基づき適用された利用料の減額分について全額返還いただくこととなります。	

改正後		現 行	
全文改正	雇 児 発 0930 第 3 号 平成 26 年 9 月 30 日	全文改正	雇 児 発 0930 第 3 号 平成 26 年 9 月 30 日
一部改正	雇 児 発 0410 第 8 号 平成 27 年 4 月 10 日	一部改正	雇 児 発 0410 第 8 号 平成 27 年 4 月 10 日
一部改正	雇 児 発 1209 第 1 号 平成 27 年 12 月 9 日	一部改正	雇 児 発 1209 第 1 号 平成 27 年 12 月 9 日
一部改正	雇 児 発 0331 第 20 号 平成 28 年 3 月 31 日	一部改正	雇 児 発 0331 第 20 号 平成 28 年 3 月 31 日
一部改正	雇 児 発 0329 第 7 号 平成 29 年 3 月 29 日	一部改正	雇 児 発 0329 第 7 号 平成 29 年 3 月 29 日
一部改正	子 発 0330 第 11 号 平成 30 年 3 月 30 日	一部改正	子 発 0330 第 11 号 平成 30 年 3 月 30 日
一部改正	子 発 0803 第 3 号 平成 30 年 8 月 3 日	一部改正	子 発 0803 第 3 号 平成 30 年 8 月 3 日
一部改正	子 発 1115 第 1 号 平成 30 年 11 月 15 日	一部改正	子 発 1115 第 1 号 平成 30 年 11 月 15 日
一部改正	子 発 0517 第 2 号 令和 元年 5 月 17 日	一部改正	子 発 0517 第 2 号 令和 元年 5 月 17 日
一部改正	子 発 0809 第 6 号 令和 元年 8 月 9 日	一部改正	子 発 0809 第 6 号 令和 元年 8 月 9 日
一部改正	子 発 1205 第 1 号 令和 元年 12 月 5 日	一部改正	子 発 1205 第 1 号 令和 元年 12 月 5 日
一部改正	子 発 1225 第 2 号 令和 2 年 12 月 25 日	一部改正	子 発 1225 第 2 号 令和 2 年 12 月 25 日
一部改正	子 発 0215 第 4 号 令和 3 年 2 月 15 日	一部改正	子 発 0215 第 4 号 令和 3 年 2 月 15 日
一部改正	子 発 ※ ※ 第 ※ 号		
	令和 3 年 ※ ※ 月 ※ ※ 日		

都道府県知事
指定都市市長
中核市長都道府県知事
指定都市市長
中核市長
殿

改正後	現 行
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について 母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するために実施している「母子家庭等自立支援給付金事業」については、今般の次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律等を踏まえ、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業」に改称し、次により平成26年10月1日より適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 また、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給等に当たっては、本通知によるほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の定めるところによるものとする。各都道府県知事におかれましては、貴管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所設置町村に対して、この旨周知されるようお願いする。 なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。 本通知の施行に伴い、平成25年5月16日雇児発0516第7号本職通知「母子家庭等自立支援給付金事業の実施について」は、廃止する。 第1 事業の種類 1 自立支援教育訓練給付金事業 2 高等職業訓練促進給付金等事業 第2 事業の実施 各事業の実施及び運営は、次によること。 1 自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（別添1） 2 高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（別添2）	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について 母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するために実施している「母子家庭等自立支援給付金事業」については、今般の次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律等を踏まえ、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業」に改称し、次により平成26年10月1日より適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 また、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給等に当たっては、本通知によるほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の定めるところによるものとする。各都道府県知事におかれましては、貴管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所設置町村に対して、この旨周知されるようお願いする。 なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。 本通知の施行に伴い、平成25年5月16日雇児発0516第7号本職通知「母子家庭等自立支援給付金事業の実施について」は、廃止する。 第1 事業の種類 1 自立支援教育訓練給付金事業 2 高等職業訓練促進給付金等事業 第2 事業の実施 各事業の実施及び運営は、次によること。 1 自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（別添1） 2 高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（別添2）

改正後	現 行
(別添 1) 自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 (略)	(別添 1) 自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 1 事業の目的 母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職に就いていた者ばかりでなく、結婚、出産により離職し、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し十分な準備がないまま、生活のために職に就かなければならない状況にある。また、父子家庭においても、所得の状況や就業の状況などから母子家庭と同様の困難を抱える家庭がある。 そこで、個々の母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、もって、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。 2 定義 この要綱において、自立支援教育訓練給付金とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。）第 31 条第 1 号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第 31 条の 10 において準用する法第 31 条第 1 号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金という。 3 実施主体 実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）とする。 4 対象者 本事業の支給対象者は、母子家庭の母又は父子家庭の父（法第 6 条第 1 項又は第 2 項に定める配偶者でない者で現に児童を扶養しているものをいう。）であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。なお、この事業において、「児童」とは、20 歳に満たないものをいう。 (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）第 6 条の 7 の規定は適用しない。） (2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。 5 対象講座 本事業の対象講座は、次の講座とする。 (1) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）及び雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」とい

改正後	現 行
	う。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ都道府県等の長が地域の実情に応じて対象とする講座 (2) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定により、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「特定一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ都道府県等の長が地域の実情に応じて対象とする講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。) (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「専門実践教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ都道府県等の長が地域の実情に応じて対象とする講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。) 6 支給額等 自立支援教育訓練給付金(以下「訓練給付金」という。)の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(5(1)及び(2)の講座を受講する者) 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学科及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が20万円を超えるときは、20万円とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。) (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(5(3)の講座を受講する者) 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学科及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が修学年数に20万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に20万円を乗じて得た額(この場合80万円を超えるときは、80万円)とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。) (3) 受講開始日現在において6(1)及び(2)以外の受給資格者 前各号に定める額から同法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金(以下「教育訓練給付金」という。)の額を差し引いた額(その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。) なお、平成31年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、従前の例による。 7 事前相談の実施 受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応じるとともに受給要件について把握しておくこと。 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の職業経験、技能、取得資格等を的確に

改正後	現 行
	把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合のみ、受講対象とするなど受講の必要性について十分把握すること。 また、当該ひとり親家庭の親が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等を紹介すること。 8 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続 (1) 受給要件の審査、対象講座の指定 訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について別紙参考様式1「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書」(以下「受講対象講座指定申請書」という。)を提出し、受講開始前にあらかじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。 (2) 指定申請時の審査 都道府県等は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をすること。 (3) 教育訓練の講座の指定通知 都道府県等は、この決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。なお、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に対象講座の指定を行った場合には、別紙参考様式2「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書」(以下「受講対象講座指定通知書」という。)により当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知すること。 (4) 受講対象講座指定申請書の添付書類 受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えないこと。 ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し イ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年(1月から7月までの間に申請する場合)には、前々年の額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者)にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(別紙参考様式3「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。) (5) 受講対象講座指定申請書の提出期限

改正後	現 行
	訓練給付金を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。 (6) 受給要件の審査方法 受給要件の審査にあたっては、必要に応じて、有識者や就労関係の専門家、母子・父子自立支援員等で構成する審査委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮して判定すること。 (7) 受給要件の審査に係る留意事項 ア 過去に訓練給付金を受給している者の取扱いについて 訓練給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には支給しないこととするため、受給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認すること。 イ 類似制度による支援を受けている者の取扱いについて 過去に教育訓練給付金を受給した者、高等職業訓練促進給付金を受給した者、求職者支援制度による職業訓練受給給付金を受給した者についても、こうした他制度における受給状況を十分聴取して、本事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくと思われる場合は、支給することとして差し支えない。 ウ 教育訓練給付金の受給資格の確認について 訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において教育訓練給付金の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で履歴を把握した上でなお、確認が必要な場合には、住所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認すること。 (8) 対象講座について 対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が当該母子家庭の母又は父子家庭の父が適職に就く観点から適当であるかも含め審査を行うこと。 また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うものとする。 (9) 特に支援が必要と認められる者への取扱いについて 訓練給付金について、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするという趣旨を踏まえ、就業経験が乏しい者など、都道府県等において特に支援が必要と認められる者については、事前相談の段階から、母子・父子自立支援プログラム等の支援計画を策定することにより、受給対象者の自立が効果的に図られるよう支援に取り組むこととする。 9 訓練給付金の支給等 (1) 支給申請 ア 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した後に、都道府県等の長に対して、別添参考様式4「自立支援教育訓練給付金支給申請書」（以下「支給申請書」という。）を提出すること。 イ 都道府県等は、支給申請を受けた場合、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

改正後	現 行
	都道府県等は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、併せてこれを本人に通知すること。 (2) 支給申請の期限 支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。 なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。 ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。 (3) 支給申請書の添付書類等 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。 ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し イ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（1月から7月までの間に申請する場合）には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別紙参考様式3「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。） ウ 受講対象講座指定通知書 エ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書 オ 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書 カ 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」 (4) 訓練給付金の支給の審査に係る留意事項 受講開始前に教育訓練講座の指定を受けることを原則とするが、指定を受けていない者のうち、受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受給要件を満たし、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、本要綱8に関わらず、教育訓練講座の指定を受けたものとみなして差し支えない。

改正後	現 行
	(1) 都道府県等においては、必要に応じて、本制度について周知・広報を行い、必要な情報提供を行うとともに、母子・父子自立支援員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなど母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援すること。 (2) 本事業の実施には、修了証明書、領収書等の証明を行う教育訓練施設の協力が不可欠であり、本事業について教育訓練施設が必要な情報については、積極的に提供すること。 11 国の補助 国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助する。 12 経過措置 (1) 平成 29 年 4 月 1 日より新たに訓練給付金の対象となった者についても、受講開始前にあらかじめ、受講対象講座指定申請書を提出し、教育訓練講座の指定を受ける必要がある。雇用保険法第 60 条の 2 第 4 項の規定により一般教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格者で、かつ平成 29 年 4 月 1 日以後に訓練給付金の対象となった者のうち、教育訓練講座の指定を受けていない者は、すみやかに対象講座の指定を受けるものとする。 (2) 受講対象講座指定申請及び支給申請に際して、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

改正後		現 行	
教 別紙参考様式 1（略）		教 別紙参考様式 1 自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書 都道府県等の長 殿 申 請 者 の 氏 名 平成・令和 年 月 日	
下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。			
①氏 名 (個人番号)	フリガナ ----- 個人番号	生年月日	昭和・平成・令和 ____年 ____月____日生（ ____歳）
②住 所	(〒 -)		電話（ ____ ） -
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	平成・令和 ____年 ____月 ____日～平成・令和 ____年 ____月 ____日 (受 講 開 始 日)		
⑥所要費用（予定）	入学科	円、受講料	円 合計額 ____円
⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある・ない。		
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない。		
⑨申請者と生計を一にする子の氏名等 (注 7 参照)	フリガナ ----- 個人番号	生年月日	昭和・平成・令和 ____年 ____月 ____日生（ ____歳）
	住所（別居の場合）		
申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。			
⑩児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)		
(備考)			

改正後	
	(注意) 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学科及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。） 2 支給の対象となるのは、入学科及び受講料の合計額の6割相当額です。 ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に20万円を乗じた額ですが、限度額は80万円です。 雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告してください。 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。 7 「⑨申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。 （1）現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。 （2）婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。） 8 「⑩児童扶養手当の受給の証明」欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

改正後		現 行	
別紙参考様式2（略）		別紙参考様式2	
自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書			
①氏 名		フリガナ	生年月日
②住 所		(〒 -)	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳) 電話 () -
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間		平成・令和 年 月 日 ～ 平成・令和 年 月 日 (受 講 開 始 日)	
⑥所要費用（予定）		入学科 円、受講料 円	合計額 円
※			

さきにあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定したので通知します。

平成・令和 年 月 日

都道府県等の長 印

(注意)

1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学科及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）

2 支給の対象となるのは、入学科及び受講料の合計額の6割相当額です。

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に20万円を乗じた額ですが、限度額は80万円です。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

3 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。

4 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告してください。

5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

改正後		現 行																																																																																																												
別紙参考様式3（略）		別紙参考様式3 平成・令和 年 月 日 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 都道府県等の長 殿 私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。 <table><tr><td colspan="6">□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族</td></tr><tr><td rowspan="2">1</td><td>フリガナ</td><td></td><td>続柄</td><td>生年月日</td><td>平成・令和 年 月 日</td></tr><tr><td>氏名</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>個人番号</td><td></td><td>住所（別居の場合）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>フリガナ</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">2</td><td>氏名</td><td></td><td>続柄</td><td>生年月日</td><td>平成・令和 年 月 日</td></tr><tr><td>個人番号</td><td></td><td>住所（別居の場合）</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>フリガナ</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>氏名</td><td></td><td>続柄</td><td>生年月日</td><td>平成・令和 年 月 日</td></tr><tr><td rowspan="2">3</td><td>個人番号</td><td></td><td>住所（別居の場合）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>フリガナ</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>氏名</td><td></td><td>続柄</td><td>生年月日</td><td>平成・令和 年 月 日</td></tr><tr><td>個人番号</td><td></td><td>住所（別居の場合）</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>フリガナ</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>氏名</td><td></td><td>続柄</td><td>生年月日</td><td>平成・令和 年 月 日</td></tr><tr><td rowspan="2">4</td><td>個人番号</td><td></td><td>住所（別居の場合）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>フリガナ</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>氏名</td><td></td><td>続柄</td><td>生年月日</td><td>平成・令和 年 月 日</td></tr><tr><td>個人番号</td><td></td><td>住所（別居の場合）</td><td></td><td></td></tr></table>				□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						1	フリガナ		続柄	生年月日	平成・令和 年 月 日	氏名						個人番号		住所（別居の場合）			フリガナ					2	氏名		続柄	生年月日	平成・令和 年 月 日	個人番号		住所（別居の場合）				フリガナ					氏名		続柄	生年月日	平成・令和 年 月 日	3	個人番号		住所（別居の場合）			フリガナ						氏名		続柄	生年月日	平成・令和 年 月 日	個人番号		住所（別居の場合）				フリガナ					氏名		続柄	生年月日	平成・令和 年 月 日	4	個人番号		住所（別居の場合）			フリガナ						氏名		続柄	生年月日	平成・令和 年 月 日	個人番号		住所（別居の場合）		
□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族																																																																																																														
1	フリガナ		続柄	生年月日	平成・令和 年 月 日																																																																																																									
	氏名																																																																																																													
	個人番号		住所（別居の場合）																																																																																																											
	フリガナ																																																																																																													
2	氏名		続柄	生年月日	平成・令和 年 月 日																																																																																																									
	個人番号		住所（別居の場合）																																																																																																											
	フリガナ																																																																																																													
	氏名		続柄	生年月日	平成・令和 年 月 日																																																																																																									
3	個人番号		住所（別居の場合）																																																																																																											
	フリガナ																																																																																																													
	氏名		続柄	生年月日	平成・令和 年 月 日																																																																																																									
	個人番号		住所（別居の場合）																																																																																																											
	フリガナ																																																																																																													
	氏名		続柄	生年月日	平成・令和 年 月 日																																																																																																									
4	個人番号		住所（別居の場合）																																																																																																											
	フリガナ																																																																																																													
	氏名		続柄	生年月日	平成・令和 年 月 日																																																																																																									
	個人番号		住所（別居の場合）																																																																																																											
		【添付書類】 ・ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書																																																																																																												
		【注意事項】 ・ この申立書は自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。 ・ 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。 ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である ② あなたと生計を一にしている ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が38万円以下 ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない																																																																																																												

別紙参考様式4（略）

 別紙参考様式4

自立支援教育訓練給付金支給申請書

平成・令和 年 月 日

都道府県等の長 殿

申 請 者 の 氏 名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

①氏 名 (個人番号)	フリガナ		生年月日	昭和・平成・令和 ____年 ____月 ____日生（ ____歳）
	個人番号			
②住 所	(〒 -)		電話（ ____ ） _	
③教育訓練施設の名称				
④教育訓練講座の名称				
⑤教育訓練の期間	平成・令和 ____年 ____月 ____日～平成・令和 ____年 ____月 ____日 (受 講 開 始 日)			
⑥所要費用	入学科	円、受講料	円	合計額 ____円
⑦雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円			
⑧希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他		
	支店名	口座番号		
	口座名義（フリガナ）			
⑨申請者と生計を一にする子の氏名等 (注2参照)	フリガナ		生年月日	昭和・平成・令和 ____年 ____月 ____日生（ ____歳）
	個人番号			
	住所（別居の場合）			
申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。				
⑩児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。			
(備考)				

改正後	改正後
	(注意) 1 支給申請期間は、受講終了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。 2 「⑨申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。 (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。 (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。((※)民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。) 3 「⑩児童扶養手当の受給の証明」欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要がありますありません。

改正後	現 行
(別添2) 高等職業訓練促進進給付金等事業実施要綱 1～5（略）	(別添2) 高等職業訓練促進進給付金等事業実施要綱 1 目的 就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関は、一定期間のカリキュラムを受講する必要があり、母子家庭の経済的自立に効果が高いものであるが、受講に際してその期間中の生活の不安から意欲はあってもそこで足踏みせざるを得ない状況にあることから、受講に際してその期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供することが必要である。また、父子家庭においても、所得の状況や、就業の状況などから母子家庭と同様の困難を抱える家庭がある。 そこで、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。 2 給付金の種類 給付金の種類は次のとおりとする。 (1) 高等職業訓練促進進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進進給付金をいう。以下「訓練促進進給付金」という。） (2) 高等職業訓練修了支援給付金（法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。） 3 実施主体 実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）とする。 4 対象者 訓練促進進給付金の対象者は養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という

改正後	現 行
6 支給期間等 (1) 訓練促進給付金 ア 訓練促進給付金の支給期間は、上記5の対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えない期間とする。（平成21年6月5日の時点で修業していた、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した母子家庭の母については、修業する期間の全期間とする。また、平成30年度以前に修業を開始し（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者は除く。）、平成31年4月1日時点で修業中の者についても、支給期間を修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えないときは、48月）を超えない期間としても差し支えない。） なお、支給期間の決定に当たっては、平成31年4月1日より、取得のために4年以上の課程の履修が必要となる資格を目指す者等を対象に支給期間を48月に拡充した趣旨を踏まえて資格取得に必要な期間とするよう留意すること。 イ 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看	。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の要件の全てを満たす母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）とする。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。 (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。） (2) 就職を容易にするために必要な資格として都道府県等の長が定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するため、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。 (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。 5 対象資格 (1) 対象資格は、就職の際に有利となるものであって、かつ法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることとする。 (2) 対象資格の例 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 等 6 支給期間等 (1) 訓練促進給付金 ア 訓練促進給付金の支給期間は、上記5の対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えないときは、48月）を超えない期間とする。（平成21年6月5日の時点で修業していた、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した母子家庭の母については、修業する期間の全期間とする。また、平成30年度以前に修業を開始し（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者は除く。）、平成31年4月1日時点で修業中の者についても、支給期間を修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えないときは、48月）を超えない期間としても差し支えない。） なお、支給期間の決定に当たっては、平成31年4月1日より、取得のために4年以上の課程の履修が必要となる資格を目指す者等を対象に支給期間を48月に拡充した趣旨を踏まえて資格取得に必要な期間とするよう留意すること。 イ <u>平成30年4月1日より</u>、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了

改正後	現 行
講師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を越えない範囲で支給するものとする。<u>(令和2年度以前に修業を開始し、令和3年4月1日時点で修業中の者についても、通算48月を越えない範囲で支給して差し支えない。)</u> ウ 訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。 (2) 修了支援給付金 修了支援給付金の支給は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。 なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。 7～14 (略)	する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算36月を越えない範囲で支給するものとする。 ウ 訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。 (2) 修了支援給付金 修了支援給付金の支給は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。 なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。 7 支給額等 (1) 訓練促進給付金 ア 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。 (7) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については、月額14万円。平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額4万1千円） (4) (7)に掲げる者以外の者 月額7万5百円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については、月額11万5百円） イ 訓練促進給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。 (2) 修了支援給付金 ア 修了支援給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

改正後	現 行
	(7) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円 (1) (7)に掲げる者以外の者 2万5千円 イ 修了支援給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。 8 事前相談の実施 (1) 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として、受給相談会を実施し、受給希望者の事前把握に努めること。 (2) 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握し、審査すること。 (3) 本事業は、給付金の支給を行うことにより、生活の経済的負担の軽減を図り、もって資格取得を容易にするものであることから、生活状況について聴取するなど、支給の必要性について十分把握すること。なお、その際には、プライバシーに配慮すること。 (4) 平成28年1月20日以降に養成機関に入学又は卒業する者については、都道府県、指定都市並びに都道府県又は指定都市が適当と認める民間団体が実施主体である「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の入学準備金及び就職準備金について紹介すること、また、母子・父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得費等についても紹介すること。 (5) 准看護師の資格を取得するために、養成機関での修業を希望する者には、平成30年4月1日より、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、通算36月を越えない範囲で当該給付金の支給が可能である旨の説明を事前相談において行うこと。 9 給付金の支給等 (1) 支給の申請 ア 給付金の支給を受けようとする対象者は、都道府県等の長に対して、別紙参考様式1「高等職業訓練促進給付金等支給申請書」（以下「支給申請書」という。）を提出するものとする。なお、訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。 イ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。 (7) 訓練促進給付金

改正後	現 行
	a 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し b 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができ書類（別紙参考様式2「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。） c 7 (1) ア (7) に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他 7 (1) ア (7) に掲げる者に該当することを証明する書類 d 入校（入所）証明書等 支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類 (イ) 修了支援給付金 a 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。） b 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができ書類（別紙参考様式2「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、

改正後	現 行
	前々年とする。) の状況を証明できるものに限る。) - c 対象者の属する世帯全員の住民票の写し (修了日における状況を証明できるものに限る。) - d 7 (2) ア (7) に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他 7 (2) ア (7) に掲げる者に該当することを証明する書類 (修了日の属する年度 (修了日の属する月が 4 月から 7 月までの場合にあつては、前年度とする。) の状況を証明できるものに限る。) - e 当該カリキュラムの修了証明書の写し ウ 修了支援給付金の申請は、修了日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。 (2) 支給の決定 都道府県等は、支給申請があつた場合は、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に対して通知しなければならない。 (3) 支給決定の審査のための委員会の設置 支給決定の審査にあつては、有識者や就業関係の専門家、母子・父子自立支援員等で構成する判定委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮し判定すること。 10 修業期間中の受給者の状況の確認等 (1) 修業期間中の在籍状況の確認等 ア 都道府県等は、訓練促進給付金の支給を受けている対象者 (以下「受給者」という。) に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めること。 イ 都道府県等は、受給者に対し、アの他、給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができること。 (2) 受給資格喪失の届出等 受給者は、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなつたこと、当該都道府県等に住所を有しなくなつたこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなつたとき又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者 (当該受給者の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。) に係る市町村民税の課税の状況が変わつたとき若しくは世帯を構成する者 (当該受給者の民

改正後	現 行
	法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、14日以内に、都道府県等に届出なければならぬ。このため、都道府県等は、事前相談や支給決定通知に際しては、その旨周知すること。 11 支給決定の取消 都道府県等の長は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消さなければならない。また、遅滞なく、その旨、当該対象者に通知しなければならない。 12 関係機関等との連携等 資格取得養成機関、就業関係機関、母子・父子自立支援員、母子・父子自立支援プログラムの策定員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなど母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援すること。また、制度について広報等を活用して周知を図ること。 また、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を平成27年度に創設し、実施主体を都道府県、指定都市並びに都道府県又は指定都市が適当と認める民間団体としているところであるが、当該貸付事業については高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者を対象としているので、貸付事業の実施主体や都道府県又は指定都市と連携して、ひとり親家庭が就業を継続できるよう支援を行うこと。 13 国の補助 国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助する。 14 経過措置 (1) 訓練促進給付金の支給月額が10万円となる市町村民税が課されない者には、寡婦等のみならず適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年所

改正後	現 行
	得から令和元年所得についてなお従前のとおりの取扱をした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。）を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。 (2) 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

改正後		現 行																																																															
別紙参考様式1（略）		別紙参考様式1																																																															
		高等職業訓練促進給付金・貸付金 都道府県等の長 殿 平成・令和 年 月 日 申 請 者 の 氏 名 高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたいので下記により申請します。 ※ いずれかに○をつけること。 <table><tr><td rowspan="2">①氏 名 (個人番号)</td><td colspan="2">フリガナ</td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)</td></tr><tr><td colspan="2">個人番号</td></tr><tr><td>②住 所</td><td colspan="3">(〒 -)</td><td>電話 (-)</td></tr><tr><td>③過去の受給の有無</td><td colspan="4">過去に (高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金) を受けたことが (ある・ない)</td></tr><tr><td colspan="5">④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について</td></tr><tr><td rowspan="3">⑤養成機関及び修業内容について</td><td colspan="4">養成機関名</td></tr><tr><td>住 所</td><td colspan="2"></td><td>電話 (-)</td></tr><tr><td>修業期間</td><td>平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日</td><td>養成区分</td><td>昼間・夜間</td></tr><tr><td rowspan="4">⑥希望する支払金融機関</td><td>修業に係る資格</td><td>看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他()</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>金融機関名</td><td></td><td>口座の種類</td><td>普通・当座・その他</td></tr><tr><td>支店名</td><td></td><td colspan="2">口座番号</td></tr><tr><td colspan="4">口座名義 (フリガナ)</td></tr><tr><td>⑦児童扶養手当の受給の証明</td><td colspan="4">上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。</td></tr><tr><td colspan="5">(備考)</td></tr></table> (注意) 1 「④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金」欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載してください。 2 修業証明書等を添付する場合は、「⑤養成機関及び修業内容について」欄に記載する必要があります。 3 「⑦児童扶養手当の受給の証明」欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要があります。		①氏 名 (個人番号)	フリガナ		生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)	個人番号		②住 所	(〒 -)			電話 (-)	③過去の受給の有無	過去に (高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金) を受けたことが (ある・ない)				④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について					⑤養成機関及び修業内容について	養成機関名				住 所			電話 (-)	修業期間	平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日	養成区分	昼間・夜間	⑥希望する支払金融機関	修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他()			金融機関名		口座の種類	普通・当座・その他	支店名		口座番号		口座名義 (フリガナ)				⑦児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。				(備考)				
①氏 名 (個人番号)	フリガナ		生年月日		昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)																																																												
	個人番号																																																																
②住 所	(〒 -)			電話 (-)																																																													
③過去の受給の有無	過去に (高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金) を受けたことが (ある・ない)																																																																
④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について																																																																	
⑤養成機関及び修業内容について	養成機関名																																																																
	住 所			電話 (-)																																																													
	修業期間	平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日	養成区分	昼間・夜間																																																													
⑥希望する支払金融機関	修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他()																																																															
	金融機関名		口座の種類	普通・当座・その他																																																													
	支店名		口座番号																																																														
	口座名義 (フリガナ)																																																																
⑦児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。																																																																
(備考)																																																																	

改正後		現行			
(裏 面)		(裏 面)			
⑧申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)					
1氏 名 (個人番号)	フリガナ		生年月日	昭和・平成・令和 月 日生 (年 歳)	
	個人番号		続柄		
住 所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当			
2氏 名 (個人番号)	フリガナ		生年月日	昭和・平成・令和 月 日生 (年 歳)	
	個人番号		続柄		
住 所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当			
3氏 名 (個人番号)	フリガナ		生年月日	昭和・平成・令和 月 日生 (年 歳)	
	個人番号		続柄		
住 所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当			
4氏 名 (個人番号)	フリガナ		生年月日	昭和・平成・令和 月 日生 (年 歳)	
	個人番号		続柄		
住 所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当			
5氏 名 (個人番号)	フリガナ		生年月日	昭和・平成・令和 月 日生 (年 歳)	
	個人番号		続柄		
住 所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当			
(備考)					

改正後		現行																																																																																																																																																																																			
別紙参考様式2（略）	別紙参考様式2 平成・令和年 月 日 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 都道府県等の長 殿 住所 氏名 私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。 <table><tr><td colspan="7">□16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族</td></tr><tr><td rowspan="2">1</td><td>フリガナ</td><td></td><td>続柄</td><td></td><td>生年月日</td><td>平成・令和年 月 日</td></tr><tr><td>氏名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>個人番号</td><td></td><td colspan="2">住所（別居の場合）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>フリガナ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">2</td><td>氏名</td><td></td><td>続柄</td><td></td><td>生年月日</td><td>平成・令和年 月 日</td></tr><tr><td>個人番号</td><td></td><td colspan="2">住所（別居の場合）</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>フリガナ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>氏名</td><td></td><td>続柄</td><td></td><td>生年月日</td><td>平成・令和年 月 日</td></tr><tr><td rowspan="2">3</td><td>個人番号</td><td></td><td colspan="2">住所（別居の場合）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>フリガナ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>氏名</td><td></td><td>続柄</td><td></td><td>生年月日</td><td>平成・令和年 月 日</td></tr><tr><td>個人番号</td><td></td><td colspan="2">住所（別居の場合）</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>フリガナ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>氏名</td><td></td><td>続柄</td><td></td><td>生年月日</td><td>平成・令和年 月 日</td></tr><tr><td rowspan="2">4</td><td>個人番号</td><td></td><td colspan="2">住所（別居の場合）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>フリガナ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="7">添付書類</td></tr><tr><td colspan="7">・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書</td></tr><tr><td colspan="7">【注意事項】</td></tr><tr><td colspan="7">・この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。</td></tr><tr><td colspan="7">・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。</td></tr><tr><td colspan="7">① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である</td></tr><tr><td colspan="7">② あなたと生計を一にしている</td></tr><tr><td colspan="7">③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が38万円以下</td></tr><tr><td colspan="7">④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない</td></tr></table>							□16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族							1	フリガナ		続柄		生年月日	平成・令和年 月 日	氏名							個人番号		住所（別居の場合）				フリガナ						2	氏名		続柄		生年月日	平成・令和年 月 日	個人番号		住所（別居の場合）					フリガナ						氏名		続柄		生年月日	平成・令和年 月 日	3	個人番号		住所（別居の場合）				フリガナ							氏名		続柄		生年月日	平成・令和年 月 日	個人番号		住所（別居の場合）					フリガナ						氏名		続柄		生年月日	平成・令和年 月 日	4	個人番号		住所（別居の場合）				フリガナ						添付書類							・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書							【注意事項】							・この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。							・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。							① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である							② あなたと生計を一にしている							③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が38万円以下							④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない						
□16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族																																																																																																																																																																																					
1	フリガナ		続柄		生年月日	平成・令和年 月 日																																																																																																																																																																															
	氏名																																																																																																																																																																																				
	個人番号		住所（別居の場合）																																																																																																																																																																																		
	フリガナ																																																																																																																																																																																				
2	氏名		続柄		生年月日	平成・令和年 月 日																																																																																																																																																																															
	個人番号		住所（別居の場合）																																																																																																																																																																																		
	フリガナ																																																																																																																																																																																				
	氏名		続柄		生年月日	平成・令和年 月 日																																																																																																																																																																															
3	個人番号		住所（別居の場合）																																																																																																																																																																																		
	フリガナ																																																																																																																																																																																				
	氏名		続柄		生年月日	平成・令和年 月 日																																																																																																																																																																															
	個人番号		住所（別居の場合）																																																																																																																																																																																		
	フリガナ																																																																																																																																																																																				
	氏名		続柄		生年月日	平成・令和年 月 日																																																																																																																																																																															
4	個人番号		住所（別居の場合）																																																																																																																																																																																		
	フリガナ																																																																																																																																																																																				
添付書類																																																																																																																																																																																					
・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書																																																																																																																																																																																					
【注意事項】																																																																																																																																																																																					
・この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。																																																																																																																																																																																					
・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。																																																																																																																																																																																					
① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である																																																																																																																																																																																					
② あなたと生計を一にしている																																																																																																																																																																																					
③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が38万円以下																																																																																																																																																																																					
④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない																																																																																																																																																																																					

「母子家庭等自立支援給付金事業の円滑な運営について」の一部改正新旧対照表（案）

改正後		現 行
都 道 府 県 指 定 都 市 中 核 市	雇 児 福 発 0930 第 8 号 平 成 26 年 9 月 30 日 雇 児 福 発 0331 第 4 号 平 成 28 年 3 月 31 日 雇 児 福 発 0329 第 6 号 平 成 29 年 3 月 29 日 子 家 発 0517 第 1 号 令 和 元 年 5 月 17 日 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正	雇 児 福 発 0930 第 8 号 平 成 26 年 9 月 30 日 雇 児 福 発 0331 第 4 号 平 成 28 年 3 月 31 日 雇 児 福 発 0329 第 6 号 平 成 29 年 3 月 29 日 子 家 発 0517 第 1 号 令 和 元 年 5 月 17 日 一部改正 一部改正 一部改正
	都 道 府 県 指 定 都 市 中 核 市	都 道 府 県 指 定 都 市 中 核 市
	都 道 府 県 指 定 都 市 中 核 市	都 道 府 県 指 定 都 市 中 核 市
	都 道 府 県 指 定 都 市 中 核 市	都 道 府 県 指 定 都 市 中 核 市
	都 道 府 県 指 定 都 市 中 核 市	都 道 府 県 指 定 都 市 中 核 市
	都 道 府 県 指 定 都 市 中 核 市	都 道 府 県 指 定 都 市 中 核 市
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 (公 印 省 略)		厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 (公 印 省 略)
母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の円滑な運営について		母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の円滑な運営について
母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業については、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）により通知されたところであるが、事業の実施に当たっては、下記の事項に留意のうえ、事業の適正かつ円滑な運営を図られたいと通知する。		母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業については、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）により通知されたところであるが、事業の実施に当たっては、下記の事項に留意のうえ、事業の適正かつ円滑な運営を図られたいと通知する。
なお、本通知は平成26年10月1日より適用することとし、各都道府県知事におかれては、貴		なお、本通知は平成26年10月1日より適用することとし、各都道府県知事におかれては、貴

改正後	現 行
管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所設置町村に対して、貴職からこの旨周知されるようお願いする。 また、本通知の施行に伴い、平成25年5月16日雇児福発0516第1号本職通知「母子家庭等自立支援給付金事業の円滑な運営について」は廃止する。 記 第1 自立支援教育訓練給付金事業の実施について（略）	管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所設置町村に対して、貴職からこの旨周知されるようお願いする。 また、本通知の施行に伴い、平成25年5月16日雇児福発0516第1号本職通知「母子家庭等自立支援給付金事業の円滑な運営について」は廃止する。 記 第1 自立支援教育訓練給付金事業の実施について 1 自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書（以下「対象講座指定申請書」という。）の審査に係る留意事項について (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）または特定一般教育訓練に係る特定一般教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）もしくは専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の受給資格のある者は、給付額が変わってくるので、対象講座指定申請書に記載された「雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格の有無」を確認すること。 (2) 自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）は、原則として、過去に訓練給付金を受給したことがある者については支給しないものであることから、対象講座指定申請書に記載された過去の訓練給付金の受給の有無に係る記載について確認すること。 (3) 対象講座指定申請書に記載された講座の受講開始日及び受講期間については、教育訓練施設に確認すること。 なお、雇用保険制度の教育訓練給付の対象講座の指定については、4月1日及び10月1日の年2回行われていることから、4月1日及び10月1日直後に講座を指定する場合は、留意すること。 (4) 受給要件の審査に際しては、局長通知の7に基づいて、事前相談を実施し、受講の必要性について十分把握することとされているが、対象講座の指定後においても、所得水準が変動する場合等があるため、その点も十分留意して相談に当たり、丁寧な説明を心がけること。

改正後	現 行
	2 支給額算定の留意事項 訓練給付金の支給額は、支給対象者が対象教育訓練の受講のために本人が支払った費用（以下「教育訓練経費」という。）に基づき算定することとなるが、この算定については、次の事項に留意して行うこと。 (1) 教育訓練経費の対象は、教育訓練施設の長が証明する教育訓練施設に対して支払われた入学科（対象教育訓練の受講の開始に際し、当該教育訓練施設に納付する入学金又は登録料）、受講料（受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及び上記経費の消費税とすること。 (2) 教育訓練経費の対象除外経費は、次の経費とすること。 ア その他の検定試験の受講料 イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費 ウ 教育訓練の補講費 エ 教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用 オ 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用 カ 受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器材等 (3) 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。 (4) 教育訓練に係る入学科及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、受講者が支払った費用として教育訓練施設の長が証明する額を対象とすること。 (5) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、教育訓練経費に該当しないこと。 (6) 訓練給付金の支給を受けようとする者が、支給申請時点で教育訓練施設に対して未納となっている入学科又は受講料は対象とならないこと。 (7) 雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の受給資格のある者については、教育訓練給付金の支給額を差し引いた額を支給することになるので、自立支援教育訓練給付金支給申請書の教育訓練給付金の受給額及びそれを確認する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」を確認すること。 (8) 教育訓練給付金の受給資格があるにもかかわらず、申請していない者には、まず本人の住所を所管するハローワークに支給申請手続きを行う必要があるため、対象者には申請手続きの案内を行うこと。 ハローワークへの支給申請手続きにあたっては、在職中である等のやむを得ない理由が

改正後	現 行
	ある場合には郵送による申請も可能であるため、窓口に雇用保険の教育訓練給付金支給申請書をあらかじめ用意しておき、該当者はそれに記載し、本人が郵送でハローワークに送るなどの方法を行うことにより、本人の負担をできるだけ軽減するように努めること。 申請書の記載や必要書類については、厚生労働省のホームページに教育訓練給付金の案内が掲載されているので、それを活用されたい。 (9) 自立支援教育訓練給付金支給申請書の申請にあたっては、対象講座指定時と比べ、教育訓練期間や児童扶養手当の受給状況等が、特段、変化がない場合、郵送による申請を可能とするなど、本人の負担をできるだけ軽減するように努めること。 3 教育訓練の受講開始日及び受講修了日について (1) 受講開始日 受講開始日は、通学制の場合は対象教育訓練の所定開講日（必ずしも本人の出席第1日目とは限らない）、通信制（通信制に準ずるものを含む。）教育訓練の場合は受講申込み後はじめて教育訓練施設が教材の発送等を行った日であって、いずれも教育訓練施設の長が証明する日とすること。 (2) 受講修了日 受講修了日は、教育訓練施設の長が、受講者の受講実績等修了認定基準に基づいて受講者の教育訓練修了を証明する日とすること。 4 教育訓練修了証明書及び教育訓練経費に係る領収書について (1) 教育訓練修了証明書 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定した場合に発行されるものとする。 なお、記載事項について訂正のある場合、教育訓練施設の長の訂正印のないものは無効とする。 (2) 教育訓練に係る領収書 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書とする。 なお、受講者がクレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の受講者用控に施設が必要事項を付記したものを含む。）とすること。 (3) 領収書（又はクレジット契約証明書）には、次の事項が記載されていることを確認す

改正後	現 行
第2 高等職業訓練促進給付金等事業の実施について 1 支給に係る留意事項について (1)～(8) (略)	ること。 ア「教育訓練施設の名称」 イ「受講者(支払者)氏名」 ウ「領収額(又はクレジット契約額)」 エ「領収日(又はクレジット契約日)」 オ「領収印」 (4) 領収書(又はクレジット契約証明書)の確認にあたっては、発行の対象となった対象教育訓練と領収額の根拠を特定する必要があることから次の事項が付記されていることを確認すること。 ア「教育訓練講座名」 イ「領収額の内訳(入学科と受講料のそれぞれの額)」 (5) 領収書に訂正のある場合、教育訓練施設の訂正印のないものは無効であること。 (6) 教育訓練経費に係る領収書については、確認後、原則として本人に返却すること。但し、必要に応じて本人了承の上で写しを取っておくこと。 5 自立支援教育訓練給付金への公課禁止について 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の4の規定により、平成26年10月1日以降に受講を修了し、支給を受けた自立支援教育訓練給付金については、非課税となることから、その取り扱いに留意すること。 第2 高等職業訓練促進給付金等事業の実施について 1 支給に係る留意事項について (1) 求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けている場合は、高等職業訓練促進給付金等事業の対象とならないこと。 (2) 事前相談の際には、相談者の生活設計等を踏まえ、高等職業訓練促進給付金等事業の利用の可否についての相談のみならず、他の給付制度や一定の要件を備えれば償還免除となる貸付制度等の活用についても説明したうえで、相談者の意思を確認すること。なお、具体的な他制度(対象資格)の例としては、求職者支援制度(保育士及び介護福祉士)や、制度の趣旨は高等職業訓練促進給付金等事業と異なるものではあるが、保育士修学資金貸付事業(保育士)、介護福祉士等修学資金貸付制度(介護福祉士)、地方自治体が独自

改正後	現 行
	に実施している看護師等に係る修学資金の貸付（看護師及び准看護師）などが想定される。 また、平成31年4月より、雇用保険の教育訓練給付制度は、従来の枠組みを引き継いだ一般教育訓練給付金及び平成26年10月より拡充された専門実践教育訓練給付金並びに速やかな再就職や早期のキャリア形成に資するための特定一般教育訓練給付金の3本立てとされ、専門実践教育訓練給付金を受給できる者のうち、受講開始時に45歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合には、雇用保険法の（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による教育訓練支援給付金（以下「教育訓練支援給付金」という。）が支給されることとなった。 事前相談においては、この旨を伝えるとともに、以下の点について伝えること。 ① 教育訓練給付金の支給を受ける場合でも、高等職業訓練促進給付金の支給は可能であること。 ② 教育訓練支援給付金の支給を受ける場合は、高等職業訓練促進給付金は支給できないこと。 ③ 教育訓練支援給付金と高等職業訓練促進給付金については、各給付金の支給額や支給期間等を確認したうえで、いずれかを選択できること。 なお、高等職業訓練促進給付金の申請がある場合には、教育訓練支援給付金等の支給内容を「教育訓練給付金（雇用保険法施行規則第101条の2の7第2号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証」によって確認するなど必要な審査を行うこと。 さらに、平成28年1月20日以降に、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者が養成機関に入学する場合、また、高等職業訓練促進給付金の給付を受ける者が養成機関を卒業する場合には、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金の貸付を受けることが可能となった。このため、事前相談においては、この旨を伝えるとともに、以下の点についても、伝えること。 ① 養成機関への入学金や教科書代、教材費に対する給付が含まれる専門実践教育訓練給付金を受給する者及び自立支援教育訓練給付金を受給する者は、当該貸付金（入学金準備金）の貸付対象とはならないこと。保育士修学資金貸付事業（保育士）、介護福祉士等修学資金貸付制度（介護福祉士等）を受給する者は、当該貸付金の貸付対象とはならないこと。 ② これら当該貸付金と同時に利用できない給付金等を受けた場合、当該貸付金の返還が求められること。 (3) 過去に高等職業訓練促進給付金の給付を受けた者には支給しないこととするため、受給

改正後	現 行
(9) 平成31年4月1日から、資格取得のために4年課程の履修が必要となる者等を対象に、高等職業訓練促進給付金の支給期間を48月に延長した。資格取得のために4年課程の履修が必要となる者は、次のとおりとすること。 ア <u>資格取得のために4年以上の課程で修業する者</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> イ <u>准看護師養成機関を修了する者が看護師の資格を取得する場合や、看護師養成機</u>	要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認すること。 (4) 都道府県等は高等職業訓練促進給付金の支給を受けている対象者並びに支給期間の上限を超えて修業を継続している者の在籍、単位の修得、進級、修了、資格取得、就職等の状況の把握に努めること。 (5) 夏期休暇等年間カリキュラムに組み込まれている事由以外により、月の初日から末日まで1日も出席しなかった月がある場合は、当該月については支給しないこと。ただし、高等職業訓練促進給付金の支給を受けて養成機関に修業している者が休学したときの取扱いは、(6)によること。 (6) 高等職業訓練促進給付金の支給を受けて養成機関に修業している者が休学したときの取扱いについては、次のとおりとすること。 ア 高等職業訓練促進給付金の支給を受けて養成機関に修業している者が休学したときは、その休学を始めた日の属する月の翌月（休学を始めた日が月の初日の場合は、その日の属する月）から、復学の日の属する月の前月（復学の日が月の末日である場合は、その日の属する月）までの間につき、高等職業訓練促進給付金を支給しないこと。 イ 休学した者が復学した場合には、受給資格等の支給要件を確認の上、高等職業訓練促進給付金の支給を再開することができる。この場合において、休学により高等職業訓練促進給付金を支給しなかった期間は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第28条第4項の規定に定める「修業する期間」に含めないものとする。 (7) 修業形態については、通学制を原則とするが、養成機関が遠隔地にあるため通学が困難な場合等、特にやむを得ない場合や、働きながら資格取得を目指す場合にも通信制の利用を可能なものとする。 (8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の4の規定により、平成26年10月分からの高等職業訓練促進給付金については、非課税となることから、その取り扱いに留意すること。 なお、高等職業訓練修了支援給付金については、課税されることに留意すること。 (9) 平成31年4月1日から、資格取得のために4年課程の履修が必要となる者等を対象に、高等職業訓練促進給付金の支給期間を48月に延長した。資格取得のために4年課程の履修が必要となる者は、次のとおりとすること。 ア <u>資格取得のために4年課程の履修が必須となる資格を目指す者</u> <u>イ 高等学校の看護師養成課程（5年一貫）や看護専門学校の定時制課程（4年）等</u> <u>条件によって4年以上の課程の履修が必要と認められる者</u> ウ <u>大学の保健、医療、福祉系学部等において、助産師や保健師、社会福祉士や精神</u>

改正後	現 行
<u>関を修了する者が保健師の資格を取得する場合など、引き続き養成機関で修業して資格取得を目指す者</u> 2 (略) 3 (略)	<u>保健福祉士等の資格取得を目指す者</u> 2 周知、広報に係る留意事項 養成機関は毎年4月に開講することが多いことから、事前に養成機関に必要な情報提供を行うこと。また、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金については、一定の要件を満たせば返還が免除されるものであり、高等職業訓練促進給付金と併せて利用すること で、ひとり親家庭の修業をより一層容易なものとし、ひとり親家庭の資格取得を促進するものであることから、積極的に周知を行うこと。 3 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施に伴う当該貸付事業の実施主体との協力について (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業については、貸付事業の実施主体と高等職業訓練促進給付金等事業の実施主体である自治体との連携により、効果的にひとり親家庭への就業支援が実施できるものであるから、貸付事業の実施主体と協力すること。 (2) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金については、養成機関を修了した後、取得した資格を活かして就職し、その業務に5年間従事した場合には、貸付金の返還が免除されるものである。高等職業訓練促進給付金の支給を受けて資格を取得し、就職したひとり親が継続的に業務に従事できるよう、高等職業訓練促進給付金の支給が終了した後も、母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の相談関係職員は、必要に応じて、就業継続支援を行うこと。 高等職業訓練促進給付金の効果とは、給付金の支給を受けたひとり親が就業を継続し、自立した状態を維持できるかに依るものであるものであるので、積極的に就業継続支援を行うこととされたい。 (3) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業については、貸付対象を高等職業訓練促進資金の支給を受ける者としている。このため、本給付金の支給決定通知が当該貸付金の貸付対象と認定するために必要となることから、支給決定通知を速やかに発行するよう努めること。

改正後		現 行
都道府県知事 指定都市市長 殿 各 中核市市長	子 発 0626第 2 号 令和元年 6 月 26 日 一部改正 子 発 0330第 16号 令和 2 年 3 月 30 日 <u>一部改正 子 発 ※ ※ 第 ※ 号</u> <u>令和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</u>	子 発 0626第 2 号 令和元年 6 月 26 日 一部改正 子 発 0330第 16号 令和 2 年 3 月 30 日
厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)	離婚前後親支援モデル事業の実施について	厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)
都道府県知事 指定都市市長 殿 各 中核市市長	離婚前後親支援モデル事業の実施について	離婚前後親支援モデル事業の実施について
標記について、別紙のとおり「離婚前後親支援モデル事業実施要綱」を定め、平成31年 4 月 1 日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 各都道府県知事におかれは、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。 なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。	標記について、別紙のとおり「離婚前後親支援モデル事業実施要綱」を定め、平成31年 4 月 1 日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 各都道府県知事におかれは、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。 なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。	標記について、別紙のとおり「離婚前後親支援モデル事業実施要綱」を定め、平成31年 4 月 1 日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 各都道府県知事におかれは、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。 なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

改正後	現 行
別紙 離婚前後親支援モデル事業実施要綱 1 ～ 3 (略) 4 事業内容及び実施方法 (1) 事業内容 都道府県等は、次の①及び②の支援又は③の支援を実施するものとする。 ① ～ ② (略) ③ 養育費の履行確保等に資する事業 ・戸籍・住民担当部局との連携強化	別紙 離婚前後親支援モデル事業実施要綱 1 目的 この事業は、離婚を考える父母等に対し、離婚後も子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どもの養育や子どもを養育する家庭の生活等について考える機会を提供することにより、養育費の支払いや面会交流に関する取り決めの促進を図るとともに、ひとり親家庭に対する各種支援に関する情報提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子ども及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。 2 実施主体 実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下、「都道府県等」という。）とする。 なお、都道府県等は事業の全部又は一部を母子・父子福祉団体、NPO法人等事業を適切に実施できる者に委託することができる。 3 対象者 本事業の対象者は、離婚を考える父母、ひとり親家庭の親、離婚後において子どもと別居している親及び寡婦（以下、「ひとり親家庭等」という。）とする。 4 事業内容及び実施方法 (1) 事業内容 都道府県等は、次の①及び②の支援又は③の支援を実施するものとする。 ① 親支援講座 ひとり親家庭等を対象に、離婚を考える際や離婚後における子どもの接し方、離婚手続き、養育費の支払いや面会交流に関する取り組み方法、子どもの年齢に応じた生活設計等について、学識経験者等による講義、当事者同士がお互いの意見を交換するためのグループ討議を実施する。 ② ひたり親家庭支援施策等に関する情報提供 親支援講座の受講者を対象に、利用可能なひとり親家庭への支援施策や相談窓口に関する情報を提供する。 ③ 養育費の履行確保等に資する事業 ・公正証書の作成への支援

改正後	現 行
・離婚前段階からの支援体制強化 ・公正証書等による債務名義の作成支援 ・戸籍抄本等の書類取得支援 ・養育費の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援 ・養育費に係る保証契約における保証料への支援 ・その他、養育費の履行確保等に資するものとして考えられる支援など、養育費の履行確保等に資するものとして考えられる支援を、地域の実情に応じて実施する。 (2) 実施方法 ① 都道府県等は、親支援講座については、地域の実情に応じて、講義・グループ協議のいずれか又は両方を実施することができるものとする。 ② 親支援講座の実施に当たっては、学識経験者、元家庭裁判所調査官など離婚問題に関し知見を有する者、ひとり親家庭等への支援を実施している民間団体等（以下、「有識者等」という。）に協力を依頼するなどし、講義やグループ協議の進行を適切に行うことができない者を選任することにも、グループ協議を実施する場合には、様々な立場の当事者の意見を聞くことができるような工夫を行うものとする。 また、受講者に対し、受講後にアンケート調査を行うこととし、アンケート調査には以下の項目を盛り込むものとする。 ・親支援講座を知ったきっかけ ・親支援講座の満足度（5段階評価（満足、やや満足、どちらでもない、やや不満、不満）） ・選択した満足度の理由 ③ ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供の実施にあたっては、支援施策の内容や相談窓口等をわかりやすく記載したパンフレットを配布するなど、ひとり親家庭等が利用可能な支援施策等の情報を適切に把握できるようにすること。 また、SNSの活用などひとり親家庭等が情報を入手しやすい環境整備を検討すること。 ④ 養育費の履行確保等に資する事業の実施にあたっては、あらかじめ有識者から意見を聴取するなどし、養育費の取り決めや支払の確保等に効果的と考えられる支援を、地域の実情に応じて実施するとともに、支援による効果に把握できる仕組みを講じること。 また、支援対象者の養育費等の取り決めの状況や履行状況等を	・養育費の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援 ・養育費に係る保証契約における保証料への支援 など、養育費の履行確保等に資するものとして考えられる支援を、地域の実情に応じて実施する。 (2) 実施方法 ① 都道府県等は、親支援講座については、地域の実情に応じて、講義・グループ協議のいずれか又は両方を実施することができるものとする。 ② 親支援講座に実施に当たっては、学識経験者、元家庭裁判所調査官など離婚問題に関し知見を有する者、ひとり親家庭等への支援を実施している民間団体等（以下、「有識者等」という。）に協力を依頼するなどし、講義やグループ協議の進行を適切に行うことができない者を選任すること。また、グループ協議を実施する場合には、様々な立場の当事者の意見を聞くことができるような工夫を行うものとする。 ③ ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供の実施にあたっては、支援施策の内容や相談窓口等をわかりやすく記載したパンフレットを配布するなど、ひとり親家庭等が利用可能な支援施策等の情報を適切に把握できるようにすること。 ④ 養育費の履行確保等に資する事業の実施にあたっては、あらかじめ有識者から意見を聴取するなどし、養育費の取り決めや支払の確保等に効果的と考えられる支援を、地域の実情に応じて実施するとともに、支援による効果に把握できる仕組みを講じること。

改正後	現 行
把握するとともに、支援を受けたことによる改善状況又は改善に至らなかった理由等の分析を行うこと。 5 ～ 8 (略)	5 留意事項 (1) 個人情報の管理について 都道府県等は、個人情報の適切な管理に十分留意し、業務上知り得た情報が漏洩することのないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。 また、受講者から具体的な支援に関する相談があった場合には、効果的・効率的な支援の実施のため、必要に応じた円滑な各種支援・取組への取り次ぎが可能となるよう、受講者から同意を得た上で、関係者間で情報の共有を行うこと。 なお、事業の全部又は一部を委託して実施する場合は、これらの個人情報の取扱いについて、委託先との契約において定めること。 (2) 実施に当たった際の配慮について 親支援講座の実施に当たっては、ひとり親家庭等が置かれている状況に配慮し、平日夜間・土日祝日の開催や託児サービスの実施など、地域のひとり親家庭等の生活実態やニーズ等を踏まえ実施すること。 6 事業計画書等の提出 都道府県等は、本実施要綱に基づくモデル事業について、国の補助を受けて実施する場合には、事業開始までに事業計画書（①及び②の支援を実施する場合は別紙様式1、③の支援を実施する場合は別紙様式2）を提出するものとし、事業終了後においては、翌年度4月末日までに実施状況報告書（①及び②の支援を実施する場合は別紙様式3、③の支援を実施する場合は別紙様式4）を提出するものとする。 7 事後評価の実施 都道府県等は、事業を実施するに当たり、受講者や委託先団体等からの意見聴取、受講前後における養育費や面会交流の取り決め状況などに関するアンケートなどを実施し、本事業の効果等について、事後評価を行うものとする。 なお、事後評価の結果については、実施状況報告書（別紙様式3及び4）により報告するものとする。

改正後	現 行
	8 国の補助 国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。

改正後	現 行
(別紙様式 1) 厚生労働省子ども家庭局長 (自治体名) 令和 年 月 日 令和〇〇年度 離婚前後親支援モデル事業に関する事業計画書 (親支援講座、ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供) 1. 事業の実施時期 2. 事業委託先 (予定) の概要 ・団体名、代表者名、所在地 ・委託先におけるひとり親家庭支援の活動実績 3. 事業計画の内容 <u>(予定)</u> <u>(1) 親支援講座の周知方法</u> ①周知媒体 (リーフレットの配付、SNSの活用など具体的に記載) ②周知方法 (離婚前後の者を対象としたものであることを明確にして周知、離婚には触れず親支援、子育て支援などとして周知など具体的に記載) <u>(2) 親支援講座の形式 (講座、グループ討議)</u>	(別紙様式 1) 厚生労働省子ども家庭局長 (自治体名) 令和 年 月 日 令和〇〇年度 離婚前後親支援モデル事業に関する事業計画書 (親支援講座、ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供) 1. 事業の実施時期 2. 事業委託先 (予定) の概要 ・団体名、代表者名、所在地 ・委託先におけるひとり親家庭支援の活動実績 3. 事業計画の内容 (新設) <u>(1) 親支援講座の形式 (講座、グループ討議)</u>

改正後	現 行
<u>(3) 受講者数 (延べ人数)</u> ①離婚を考える父母： 人 (母： 人、父： 人) ②ひとり親： 人 (母子家庭の母： 人、父子家庭の父： 人) ③離婚後の別居親： 人 (母： 人、父： 人) ④寡婦： 人 <u>(4) 開催回数</u> 講座： 回、グループ討議： 回 <u>(5) 開催日時 (曜日、時間帯など具体的に記載)</u> <u>(6) 開催場所 (児童館、公民館など具体的に記載)</u> <u>(7) 講師 (弁護士、大学教授など具体的に記載)</u> <u>(8) 親支援講座の内容</u> <u>(9) ひとり親家庭支援施策等の情報提供の方法及び内容 (具体的に記載)</u> <u>(10) 事業の実施にあたり工夫する点 (具体的に記載)</u>	<u>(2) 受講者数 (見込み (延べ人数))</u> ①離婚を考える父母： 人 (母： 人、父： 人) ②ひとり親： 人 (母子家庭の母： 人、父子家庭の父： 人) ③離婚後の別居親： 人 (母： 人、父： 人) ④寡婦： 人 <u>(3) 開催回数 (予定)</u> 講座： 回、グループ討議： 回 <u>(4) 開催日時 (予定 (曜日、時間帯など具体的に記載))</u> <u>(5) 開催場所 (児童館、公民館など具体的に記載)</u> <u>(6) 講師 (弁護士、大学教授など具体的に記載)</u> (新設) (新設) (新設)

改正後	現 行														
(別紙様式2) 厚生労働省子ども家庭局長 (自治体名) 令和 年 月 日 令和〇〇年度 離婚前後親支援モデル事業に関する事業計画書 (養育費の履行確保等に資する事業) 1. 事業概要 (該当する取組に「○」を記載するとともに、支援の内容について具体的に記載) <table><tr><td>戸籍・住民担当部局との連携強化</td><td></td></tr><tr><td>離婚前段階からの支援体制強化</td><td></td></tr><tr><td>公正証書等による債務名義の作成支援</td><td></td></tr><tr><td>戸籍抄本等の書類取得支援</td><td></td></tr><tr><td>養育費の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援</td><td></td></tr><tr><td>養育費に係る保証契約における保証料への支援</td><td></td></tr><tr><td>その他、養育費の履行確保等に資する先駆的な取組</td><td></td></tr></table> (概要) 2. 事業実施にあたり考慮した内容 (有識者の意見、地域の実情など具体的に記載)	戸籍・住民担当部局との連携強化		離婚前段階からの支援体制強化		公正証書等による債務名義の作成支援		戸籍抄本等の書類取得支援		養育費の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援		養育費に係る保証契約における保証料への支援		その他、養育費の履行確保等に資する先駆的な取組		(別紙様式2) 厚生労働省子ども家庭局長 (自治体名) 印 令和 年 月 日 令和〇〇年度 離婚前後親支援モデル事業に関する事業計画書 (養育費の履行確保等に資する事業) 1. 事業概要 (支援の内容について具体的に記載) 2. 事業実施にあたり考慮した内容 (有識者の意見、地域の実情など具体的に記載)
戸籍・住民担当部局との連携強化															
離婚前段階からの支援体制強化															
公正証書等による債務名義の作成支援															
戸籍抄本等の書類取得支援															
養育費の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援															
養育費に係る保証契約における保証料への支援															
その他、養育費の履行確保等に資する先駆的な取組															

改正後	現 行
3. 支援対象者数（見込み（実人数）） ①離婚を考える父母： 人（母： 人、父： 人） ②ひとり親： 人（母子家庭の母： 人、父子家庭の父： 人） ③寡婦： 人 ※複数の支援を実施する場合は、支援の内容毎に見込まれる人数を記載すること。 4. 事業による効果の把握方法（支援後の養育費の取り決めの有無や支払状況の把握など、具体的に記載）	3. 支援対象者数（見込み（実人数）） ①離婚を考える父母： 人（母： 人、父： 人） ②ひとり親： 人（母子家庭の母： 人、父子家庭の父： 人） ③寡婦： 人 ※複数の支援を実施する場合は、支援の内容毎に見込まれる人数を記載すること。 4. 事業による効果の把握方法（支援後の養育費の取り決めの有無や支払状況の把握など、具体的に記載）

改正後	現 行
(別紙様式3) 厚生労働省子ども家庭局長 (自治体名) 令和 年 月 日 令和〇〇年度 離婚前後親支援モデル事業に関する実施状況報告 (親支援講座、ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供) 1. 事業委託先の概要 ・団体名、代表者名、所在地 2. 事業実績 <u>(1) 親支援講座の周知方法</u> ①周知媒体 (リーフレットの配付、SNSの活用など具体的に記載) ②周知方法 (離婚前後の者を対象としたものであることを明確にして周知、離婚には触れず親支援、子育て支援などとして周知などを記載) <u>(2) 親支援講座の形式 (講座、グループ討議)</u> <u>(3) 受講者数 (延べ人数)</u> ①離婚を考える父母： 人 (母： 人、父： 人) ②ひとり親： 人 (母子家庭の母： 人、父子家庭の父： 人) ③離婚後の別居親： 人 (母： 人、父： 人) ④寡婦： 人	(別紙様式3) 厚生労働省子ども家庭局長 (自治体名) 令和 年 月 日 令和〇〇年度 離婚前後親支援モデル事業に関する実施状況報告 (親支援講座、ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供) 1. 事業委託先の概要 ・団体名、代表者名、所在地 2. 事業実績 <u>(新設)</u> <u>(1) 親支援講座の形式 (講座、グループ討議)</u> <u>(2) 受講者数 (延べ人数)</u> ①離婚を考える父母： 人 (母： 人、父： 人) ②ひとり親： 人 (母子家庭の母： 人、父子家庭の父： 人) ③離婚後の別居親： 人 (母： 人、父： 人) ④寡婦： 人

改正後	現 行
<u>(4) 開催回数</u> 講座： 回、グループ討議： 回 <u>(5) 開催日時</u>（曜日、時間帯など具体的に記載） <u>(6) 開催場所</u>（児童館、公民館など具体的に記載） <u>(7) 講師</u>（弁護士、大学教授など具体的に記載） <u>(8) 親支援講座の内容</u>（具体的に記載） <u>(9) 講座受講者へのアンケート調査の結果</u>（下記項目以外にも調査項目があれば随時記載すること） ①親支援講座を知ったきっかけ ②親支援講座の満足度 ・満足 人 ・やや満足 人 ・どちらでもない 人 ・やや不満 人 ・不満 人 ③選択した満足度の主な理由 <u>(10) 親支援講座の実施</u>にあたり工夫したこと（具体的に記載） <u>(11) ひとり親家庭支援施策等の情報提供の方法及び内容</u>（具体的に記載）	<u>(3) 開催回数</u> 講座： 回、グループ討議： 回 <u>(4) 開催日時</u>（曜日、時間帯など具体的に記載） <u>(5) 開催場所</u>（児童館、公民館など具体的に記載） <u>(6) 講師</u>（弁護士、大学教授など具体的に記載） <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(7) 親支援講座の実施</u>にあたり工夫したこと（具体的に記載） <u>(8) ひとり親家庭支援施策等の情報提供の方法及び内容</u>（具体的に記載）

改正後	現 行
3. 事後評価結果（事後評価の方法、事業実施による効果等を具体的に記載） ※ <u>効果の高い周知方法や満足度の高い講座内容等についても分析・評価を行うこと。</u> 4. 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記載） ※ その他事業実施にあたり作成したパンフレット等の参考資料を添付すること。	3. 事後評価結果（事後評価の方法、事業実施による効果等を具体的に記載） 4. 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記載） ※ その他事業実施にあたり作成したパンフレット等の参考資料を添付すること。

改正後	現 行														
(別紙様式 4)	(別紙様式 4)														
厚生労働省子ども家庭局長 (自治体名)	厚生労働省子ども家庭局長 (自治体名)														
令和〇〇年度 離婚前後親支援モデル事業に関する実施状況報告 (養育費の履行確保等に資する事業)	令和〇〇年度 離婚前後親支援モデル事業に関する実施状況報告 (養育費の履行確保等に資する事業)														
1. 事業概要 (該当する取組に「○」を記載するとともに、支援の内容について具体的に記載)	1. 事業概要 (支援の内容について具体的に記載)														
<table><tr><td>戸籍・住民担当部局との連携強化</td><td></td></tr><tr><td>離婚前段階からの支援体制強化</td><td></td></tr><tr><td>公正証書等による債務名義の作成支援</td><td></td></tr><tr><td>戸籍抄本等の書類取得支援</td><td></td></tr><tr><td>養育費の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援</td><td></td></tr><tr><td>養育費に係る保証契約における保証料への支援</td><td></td></tr><tr><td>その他、養育費の履行確保等に資する先駆的な取組</td><td></td></tr></table> (概 要)	戸籍・住民担当部局との連携強化		離婚前段階からの支援体制強化		公正証書等による債務名義の作成支援		戸籍抄本等の書類取得支援		養育費の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援		養育費に係る保証契約における保証料への支援		その他、養育費の履行確保等に資する先駆的な取組		1. 事業実績 (支援対象者数 (実人数)) ①離婚を考える父母： 人 (母： 人、父： 人) ②ひとり親： 人 (母子家庭の母： 人、父子家庭の父： 人) ③寡婦： 人
戸籍・住民担当部局との連携強化															
離婚前段階からの支援体制強化															
公正証書等による債務名義の作成支援															
戸籍抄本等の書類取得支援															
養育費の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援															
養育費に係る保証契約における保証料への支援															
その他、養育費の履行確保等に資する先駆的な取組															
2. 事業実績 (支援対象者数 (実人数)) (1) 支援対象者数	2. 事業実績 (支援対象者数 (実人数)) ①離婚を考える父母： 人 (母： 人、父： 人) ②ひとり親： 人 (母子家庭の母： 人、父子家庭の父： 人) ③寡婦： 人														

改正後				現 行			
※複数の支援を実施する場合は、支援の内容毎に人数（実人数）を記載すること。							
※複数の支援を実施する場合は、支援の内容毎に人数（実人数）を記載すること。							
(創設)							
(2) 支援対象者の養育費等の取り決め等の状況							
①支援対象者の支援前の状況							
取り決めをしている				取り決めをしていない			
文書あり		文書無し		文書あり		文書無し	
公正証書等	その他の文書			公正証書等	その他の文書		
人	人	人	人	人	人	人	人
②支援対象者の支援後の状況							
取り決めをしている				取り決めをしていない			
文書あり		文書無し		文書あり		文書無し	
公正証書等	その他の文書			公正証書等	その他の文書		
人	人	人	人	人	人	人	人
(3) 支援対象者の養育費等の履行の状況							
①支援対象者の支援前の状況							
養育費を受けている（保険会社等より保険金等として受ける場合も含む）				養育費を受けていない			
別居親より受給		保険会社等より受給		別居親より受給		保険会社等より受給	
人	人	人	人	人	人	人	人

改正後	現 行										
②支援対象者の支援後の状況 <table><tr><td colspan="2">養育費を受けている（保険会社等より保険金等として受ける場合も含む）</td><td rowspan="2">養育費を受 けていない</td><td rowspan="2">不 詳</td></tr><tr><td>別居親より 受給</td><td>保険会社等 より受給</td></tr><tr><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr></table>	養育費を受けている（保険会社等より保険金等として受ける場合も含む）		養育費を受 けていない	不 詳	別居親より 受給	保険会社等 より受給	人	人	人	人	3．事後評価結果（事後評価の方法、事業実施による効果等を具体的に記載） 4．事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記載） ※その他事業実施にあたり作成したパンフレット等の参考資料を添付すること。
養育費を受けている（保険会社等より保険金等として受ける場合も含む）		養育費を受 けていない			不 詳						
別居親より 受給	保険会社等 より受給										
人	人	人	人								

子 発 ※ 第 ※ 号
令和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

若年被害女性等支援事業の実施について（案）

様々な困難を抱えた若年女性については、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面が指摘されている。このため、公的機関と民間団体とが密接に連携し、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行うため、今般、別紙のとおり実施要綱を定め、令和3年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

都道府県知事におかれては婦人相談所等の関係機関及び管内市区町村に対して、指定都市市長及び中核市市長におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。

また、本通知の施行に伴い、「若年被害女性等支援モデル事業の実施について」（平成30年5月28日子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）は廃止する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

若年被害女性等支援事業実施要綱

1 目的

若年被害女性等支援事業は、様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立の推進に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市及び一般市（特別区含む。）（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、実施主体は事業の一部（４（２）の事業を除く）について、年間を通じて若年女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。以下「社会福祉法人等」という。）に委託等することができる。

3 対象者

本事業の対象者は、性暴力や虐待等の被害に遭った又は被害に遭うおそれのある主に１０代から２０代の女性であって、都道府県等が本事業の対象とすることを適当と認めた者（以下「若年被害女性等」という。）とする。

4 事業内容及び実施方法

都道府県等は、以下の（１）及び（２）の事業を行うことを必須とし、（３）及び（４）の事業については既存事業の活用や対象者のニーズ等に応じて実施することができる。

なお、（１）から（４）の事業実施の過程において、１８歳未満の対象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第２５条の規定に基づき、市区町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所等に速やかに通告するものとする。

（１）アウトリーチ支援

都道府県等は、困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の以下の支援を実施する。

① 夜間見回り等

困難を抱えた若年被害女性等の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街などを巡回し、夜間徘徊など家に帰れずにいる若年被害女性等に対する声掛けや相談支援の実施や、ＩＣＴを活用したアウトリーチ支援を実施する。また、出張相談など若年被害女性等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。

② 相談及び面談

若年被害女性等からの様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による相談や、必要に応じて面談を実施する。また、アウトリーチ支援において声掛け、相談支援等を行った若年被害女性等や、居場所を利用していた若年被害女性等からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。なお、アウトリーチ支援や面談等の際に緊急的に福祉サービスが必要となった場合は、アウトリーチ支援若しくは面談等の実施場所又は若年被害女性等が居住する地域の市区町村が、実施主体又は実施主体が事業の一部を委託等する社会福祉法人等からの連絡等を受けて、若年被害女性等に提供する福祉サービスの実施機関として必要な支援を行うこと。

（２）関係機関連携会議の設置

都道府県等は、行政機関、民間団体、医療機関等で構成する関係機関連携会議を設置し、若年被害女性等に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを行い、公的機関と民間団体とが密接に連携し相互に情報共有を図る。なお、会議は原則として月１回程度開催することが望ましい。

（３）居場所の提供に関する支援

都道府県等は、若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。

① 居場所の提供期間

居場所の提供は一時的な保護（１日から２日程度）を原則とするが、利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、都道府県等の判断により引き続き居場所での支援を実施することができることとする。なお、保護が２週間を超える場合は、自立支援計画を策定すること。

② 居場所の提供体制

居場所の提供に当たっては、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに利用者と連絡が取れる体制を確保すること。ただし、利用者が未成年者であって、夜間における一時的な保護が必要な場合は、支援員による相談、見守りの体制を確保すること。

なお、都道府県等の実情により、公共施設等の既存の建物を居場所として活用し支援することもできることとする。

③ 利用者負担

支援が長期化する場合、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者に負担させることができるものとする。

利用者に負担させることができる金額は、自立支援計画において明確に定める

こととし、あらかじめ利用者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。なお、利用者に負担させた場合は、適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿（書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。）を整備しなければならない。

④ 留意事項

ア 居場所を提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて児童相談所又は弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。ただし、親権者に連絡することにより、利用者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合等は、児童相談所や婦人相談所、警察等の関係機関と十分連携・協議した上で、利用者の安全・安心の確保に最善の対応を決定し、実施すること。

イ 居場所で支援した後、自立に向けて福祉サービスが必要な場合は、当該居場所の所在地又は利用者の居住地の市区町村が、利用者に提供する福祉サービスの実施機関として、必要な支援を行うこと。

ウ 既に福祉サービス（生活保護や障害者手帳の交付等）を利用している者を居場所で支援した場合は、居場所の所在地の市区町村につないだ上で、当該市区町村が既福祉サービス提供市区町村と必要な調整等を行うことにより、福祉サービスの利用が途切れることのないよう留意すること。

エ 居場所で長期にわたって支援する場合の自立支援計画の策定に当たっては、事前に利用者と話し合う等により、利用者の意見が十分反映されるよう留意すること。また、婦人相談所は、当該計画策定への助言や策定会議への出席等により、実施主体又は実施主体が事業の一部を委託等する社会福祉法人等との間で利用者に関する情報を共有するとともに、当該計画内容の的確性を確認すること。

オ 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや、感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。

（４）自立支援

累次にわたる相談支援を提供しつつ、一定期間、継続的な支援が必要と判断される利用者や、居場所での支援が長期化する利用者については、自立支援計画等に基づき、自立に向けた以下の支援を実施する。

なお、婦人相談所は、実施主体又は実施主体が事業の一部を委託等する社会福祉法人等と協議し、利用者の状況を踏まえ、一時保護（一時保護委託を含む。）や婦人保護施設への入所等が必要と判断される場合には、これらに積極的に対応すること。

① 利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

- ② 利用者が自立して生活するために、就業についての情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。
- ③ 生活資金を確保するための福祉サービス（生活保護等）についての情報提供や助言を行い、福祉事務所など関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。
- ④ 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。
- ⑤ その他、利用者の自立に向けて必要な支援を行う。

5 留意事項

都道府県等は、効果的な支援の実施のため、個人情報適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。また、事業の一部を委託して実施する場合は、委託先との契約において守秘義務を定めること。

なお、関係機関連携会議等において、関係機関の間で利用者に関する情報の共有を行うことについて、支援開始時点等に利用者から同意を得ておくこと。ただし、利用者個人を特定できる情報の共有については、当該利用者の生命・身体等に危険が生じるおそれがある場合等であって、関係機関の間で情報を共有した上で連携して支援を行うことが最善と判断される場合に限るものとする。

6 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して4の（1）の②、（3）及び（4）の事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業の実施について（案）

様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するためには、関係機関、関係団体及び困難な問題を抱える女性への支援に関連する職務に従事する者が支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下で対応していくことが重要であることに鑑み、今般、別紙のとおり「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業実施要綱」を定め、令和3年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

また、都道府県知事におかれては婦人相談所等関係機関及び管内市区町村に対して、指定都市市長及び中核市市長におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業実施要綱

1 目的

困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業（以下「モデル事業」という。）は、様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するため、試行的な取り組みとして、婦人相談員を委嘱する市区単位で、婦人相談所等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（以下、「地域協議会」という。）をモデル的に構築、運営する事業を実施することにより、困難な問題を抱える女性の自立の推進に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、婦人相談員を委嘱している市（特別区含む。）

3 支援対象者

困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族

4 事業内容

（１）地域協議会の構成員

地域協議会は、都道府県及び市区の関係機関、民間団体並びに困難な問題を抱える女性への支援に関連する職務に従事する者その他の関係者で構成し、具体的には以下の者が想定されるが、これに限らず、地域の実情に応じて幅広い者を参加させることができる。

- ・ 都道府県、市町村の婦人保護事業、児童福祉、母子保健等の担当部局、教育委員会
- ・ 婦人相談所
- ・ 婦人保護施設
- ・ 福祉事務所（婦人保護事業等担当部局、婦人相談員等）
- ・ 配偶者暴力相談支援センター
- ・ 児童相談所
- ・ 女性センター（男女共同参画センター）
- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
- ・ 医療機関（医師、保健師、助産師、看護師等）
- ・ 市町村保健センター
- ・ 保健所
- ・ 学校

- ・ 警察
- ・ 司法関係機関
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民生委員
- ・ 民間団体

（２）地域協議会の機能

① 業務内容

地域協議会は、支援対象女性（同伴する家族を含む。以下同じ。）への適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象女性に対する支援の内容に関する協議を行う。

地域協議会においては、構成する関係機関等のうちから、地域協議会の運営の中核となり、支援対象女性に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う調整機関を指定する。

また、個別の支援対象女性等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に、調整機関や地域協議会の構成員に対する守秘義務を設けるとともに、個別の事例について担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース検討会議）を積極的に開催することはもとより、構成員の代表者による会議（代表者会議）や実務担当者による会議（実務者会議）を開催することが想定される。

ア 代表者会議

- ・ 地域協議会の代表者による会議であり、実際の担当で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に１～２回程度開催する。
- ・ 関係機関等の円滑な連携を確保するためには、各関係機関の責任者（管理職）の理解と協力が不可欠であり、実務者レベルにとどまらず、責任者レベルでの連携を深めることで、関係機関等の共通認識が醸成されるとともに、実務者レベルで人事異動があった場合においても、責任者の理解があれば、連携の継続性が保たれ、支援の質の低下を最低限に抑えられることが可能となる。
- ・ 会議における協議事項の例としては、次のようなものが考えられる。
 - i 支援対象女性への支援方策全体の検討
 - ii 実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価

イ 実務者会議

- ・ 実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項の例としては、次のようなものが考えられる。
 - i 全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し等
 - ii 定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
 - iii 支援対象女性の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握

iv 協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

ウ 個別ケース検討会議

- ・ 個別の支援対象女性について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係者等の担当者により、当該支援対象女性等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催する。
- ・ 個別ケース検討会議への個別の支援対象女性に関する情報の提供については、あらかじめ本人の同意を得ること。
- ・ 会議における協議事項の例としては、次のようなものが考えられる。
 - i 関係機関が現に対応している事例についての危険度や緊急度の判断
 - ii 支援対象女性の状況の把握や問題点の確認
 - iii 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
 - iv 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
 - v ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定
 - vi 実際の支援方法の検討
- ・ なお、各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項について記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要である。
- ・ 個別事例ごとの関係機関等の役割分担については、それぞれの事例に関する個別ケース検討会議で決定すべき事項であるが、主なものは次のとおりである。
 - i 主たる直接支援機能
 - 1) 日常的に具体的な場面で支援対象女性等を支援する機関（者）
 - 2) 支援対象の女性を同伴する家族とともに同じ機関が支援を行うことや、複数の機関が支援を行うことが考えられる。
 - ii 取りまとめ機能（個別ケース検討会議の開催等の事務的な作業）
 - 1) 主たる支援機関等からの要請を受けて、個別ケース検討会議を開催する。会議の招集の実務は地域協議会の調整機関が行う場合もある。
 - 2) 個別ケース検討会議で決定された支援の進捗状況についての連絡調整や情報の整理を行う。
 - 3) 主たる支援機関等のうち、最も関わりの深いものが、この機関となることも考えられる。
 - iii ケース管理・調整機能
 - 1) 事例全体について責任負い、進行管理を行う。
 - 2) 必要に応じて、婦人相談所と連携を図りながら対応することが適当である。

（３）調整機関の機能

① 調整機関の職員

実施主体が設置した地域協議会に係る調整機関には、調整担当者を置くものとし、以下に掲げる者をもって充てることが望ましい。

- ア 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師の資格を有する者
- イ 困難な問題を抱える女性への支援に5年以上従事した者
- ウ 困難な問題を抱える女性への支援に理解があり実施主体が適当と認めた者

② 調整機関の業務

調整機関は、地域協議会に関する事務を統括するとともに、支援対象女性に対する支援が適切に実施されるよう、実施状況を的確に把握し、必要に応じて婦人相談所、その他の関係機関等との連絡調整を行う。

ア 地域協議会に関する事務の総括

- ・ 協議事項や参加機関の決定等の地域協議会開催に向けた準備
- ・ 地域協議会の議事運営
- ・ 地域協議会の議事録の作成、資料の保管等
- ・ 個別ケースの記録の管理

イ 支援実施状況の進行管理

- ・ 関係機関等による支援の実施状況の把握
- ・ モデル事業におけるすべてのケースについて進行管理台帳（別添様式1参照）を作成し、実務者会議等の場において、定期的に状況確認、支援方針の見直し等を行う。

ウ 関係機関との連絡調整

個々のケースに関する関係機関等との連絡調整

- ## ③ 関係機関等の協議に時間を要して、適時適切に支援対象女性への支援を行えない事態を回避するため、地域協議会において支援の方法、内容について協議が調わない場合には、必要に応じて、参加する1つの機関を主たる支援機関として指定することが望ましい。

5 留意事項

効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間の情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対して、個人情報の取扱について守秘義務を課すこと。

6 事業計画書等の提出

実施主体は、本実施要綱に基づくモデル事業について、国の補助を受けて実施する場合については、事業開始前までに事業計画書（別紙様式2）を提出するものとし、事業終了後においては、翌年度4月末日までに実施状況報告書（別紙様式3）を提出するものとする。

7 経費の補助

事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

(別紙様式1)

ケース進行管理台帳 (様式例)

番号	支援 女性 氏名	生年 月日 (年齢)	住所	同伴 家族 氏名	相談 受理 年月 日	管理記録					備考
							第1回	第2回	第3回	第4回	
						会議日					
						主担当 機関					
						状況等					
						会議日					
						主担当 機関					
						状況等					
						会議日					
						主担当 機関					
						状況等					
						会議日					
						主担当 機関					
						状況等					

(別紙様式2)

令和 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局長

(自治体名)

〇〇年度 困難な問題抱える女性支援連携強化モデル事業に関する事業計画書

- 1 事業の実施時期
- 2 事業計画の内容
 - (1) 支援対象女性見込み数（同伴家族含む実人員）
 - (2) 地域協議会の構成員、取組内容
 - (3) 代表者会議の構成員、取組内容
 - (4) 実務者会議の構成員、取組内容
 - (5) 個別ケース検討会議の構成員、取組内容
 - (6) 調整機関の職員、取組内容
- 3 事業所要額（対象経費の具体的な内訳を記載）

(別紙様式3)

令和 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局長

(自治体名)

〇〇年度 困難な問題抱える女性支援連携強化モデル事業に関する実施状況報告

1 事業実績内容

- (1) 支援対象女性数（同伴家族含む実人数、属性を内訳として記載）
- (2) 地域協議会の構成員、取組実績
- (3) 代表者会議の構成員、取組実績
- (4) 実務者会議の構成員、取組実績
- (5) 個別ケース検討会議の構成員、取組実績
- (6) 調整機関の職員、取組実績
- (7) 当該モデル事業の実施に当たり工夫したことや効果、課題等（具体的に記載）

2 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、会議費、事務等）を記載）

新	旧
雇用発第 0339 第 10 号 平成 22 年 3 月 29 日 (一部改正) 雇用発 0605 第 5 号 平成 27 年 6 月 5 日 <u>子 発 ※ 第 ※ 号</u> <u>令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</u> 各都道府県知事・指定都市市長 殿 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 殿 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略) 休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業の実施について 婦人保護事業の推進については、かねてから特段の御配慮を煩わしているところであるが、配偶者からの暴力被害女性等に対する支援として婦人相談所において実施している「休日夜間電話相談事業」及び「法的対応機能強化事業」について、今般、別紙のとおり「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。 なお、本通知の施行に伴い、平成 17 年 1 月 1 日雇用発 1111001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童虐待・DV 対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について」は廃止する。	雇用発第 0339 第 10 号 平成 22 年 3 月 29 日 (一部改正) 雇用発 0605 第 5 号 平成 27 年 6 月 5 日 各都道府県知事・指定都市市長 殿 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略) 休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業の実施について 婦人保護事業の推進については、かねてから特段の御配慮を煩わしているところであるが、配偶者からの暴力被害女性等に対する支援として婦人相談所において実施している「休日夜間電話相談事業」及び「法的対応機能強化事業」について、今般、別紙のとおり「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。 なお、本通知の施行に伴い、平成 17 年 1 月 1 日雇用発 1111001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童虐待・DV 対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について」は廃止する。

新	旧
別紙 休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱 1 休日夜間電話相談事業 (1) 趣旨 (略) (2) 事業内容 (略) (3) 実施方法 ① <u>婦人相談所の平日の開所時間外の時間帯に行われる相談等に対応する電話相談員を時間外に配置する。</u> ② <u>婦人相談所が閉所している休日に行われる相談等に対応する電話相談員を配置する。</u> ③ <u>24時間対応が可能となるよう、休日昼間並びに平日及び休日の時間外における相談等の対応に必要な体制の確保に努める。</u> (4) 留意事項 (略) 2 法的対応機能強化事業 (略) 3 実施主体 <u>事業の実施主体は、都道府県、婦人相談所を設置する指定都市(以下「都道府県等」という。)とする。</u> <u>なお、都道府県等は、1の事業を適切に実施することができると認められた者に委託して実施することができ。</u> 4 国の助成 (略)	別紙 休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱 1 休日夜間電話相談事業 (1) 趣旨 (略) (2) 事業内容 (略) (3) 実施方法 ① <u>休日昼間における対応は、原則8時間以上実施することとする。</u> ② <u>平日及び休日の夜間における対応は、原則4時間以上実施することとする。</u> (4) 留意事項 (略) 2 法的対応機能強化事業 (略) 3 実施主体 都道府県、婦人相談所を設置する指定都市 4 国の助成 (略)

新		旧
各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長	雇用発第 05300006 号 平成 14 年 5 月 30 日 (一部改正) 雇用発 0605 第 6 号 平成 27 年 6 月 5 日 子発 0903 第 8 号 令和 2 年 9 月 3 日 <u>子発※第※号</u> <u>令和※年※月※日</u>	雇用発第 05300006 号 平成 14 年 5 月 30 日 (一部改正) 雇用発 0605 第 6 号 平成 27 年 6 月 5 日 子発 0903 第 8 号 令和 2 年 9 月 3 日
	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長(公印省略)	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長(公印省略)
配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業 及び職員専門研修事業の実施について		配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業 及び職員専門研修事業の実施について
婦人保護事業の推進については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、配偶者からの暴力被害女性の保護支援を行う関係機関の連携強化及び関係職員の専門性の向上を図るため、今般、別紙のとおり「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」を定め、平成 14 年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。		婦人保護事業の推進については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、配偶者からの暴力被害女性の保護支援を行う関係機関の連携強化及び関係職員の専門性の向上を図るため、今般、別紙のとおり「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」を定め、平成 14 年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。

新	旧
(別紙) 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業 及び職員専門研修事業実施要綱 1 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業 (略) 2 婦人相談所等職員への専門研修事業 (1) 目的 (略) 配偶者からの暴力被害女性の人権、配偶者からの暴力の特性や、<u>携帯電話等通信機器（以下「通信機器」という。）の性能や取扱い方によって生じ得る危険性等</u>に関する理解を深めるために専門研修を行うことを目的とする。 (2) 研修対象者 (略) (3) 事業の内容 (略) 配偶者からの暴力に精通した司法、医療、心理等の学識経験者や、<u>通信機器の性能や取扱い方等に精通した有識者等</u>を講師として招聘し、被害者の人権への配慮や配偶者からの暴力の特性、<u>入所者の安全が確保される通信機器の取扱い方等</u>に関する理解を深めるための研修を実施する。 3 実施主体 (略) 4 国の助成 (略)	(別紙) 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業 及び職員専門研修事業実施要綱 1 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業 (略) 2 婦人相談所等職員への専門研修事業 (1) 目的 (略) 配偶者からの暴力被害女性の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために専門研修を行うことを目的とする。 (2) 研修対象者 (略) (3) 事業の内容 (略) 配偶者からの暴力に精通した司法、医療、心理等の学識経験者等を講師として招聘し、被害者の人権への配慮や配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための研修を実施する。 3 実施主体 (略) 4 国の助成 (略)

新		旧
各 都道府県知事 殿 指定都市市長	子 発 0903 第 3 号 令和 2 年 9 月 3 日 <u>(一部改正) 子 発 ※ 第 ※ 号</u> <u>令和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</u>	子 発 0903 第 3 号 令和 2 年 9 月 3 日
	厚生労働省子ども家庭局長 (公印省略) 同伴児童学習支援事業の実施について 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもとの教育体制の強化を図るため、別紙のとおり「同伴児童学習支援事業実施要綱」を定め、令和2年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。	厚生労働省子ども家庭局長 (公印省略) 同伴児童学習支援事業の実施について 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもとの教育体制の強化を図るため、別紙のとおり「同伴児童学習支援事業実施要綱」を定め、令和2年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

新	旧
別紙 同伴児童学習支援事業実施要綱 1 目的 婦人相談所一時保護所（<u>一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。</u>）又は婦人保護施設に入所したDV被害者等が「同伴児童」という。）が適切に教育を受けられる体制を強化し、同伴児童の支援の充実を図ることを目的とする。 2 実施主体（略） 3 事業内容（略） 4 実施上の留意点（略） 5 経費（略）	別紙 同伴児童学習支援事業実施要綱 1 目的 婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子ども（以下「同伴児童」という。）が適切に教育を受けられる体制を強化し、同伴児童の支援の充実を図ることを目的とする。 2 実施主体（略） 3 事業内容（略） 4 実施上の留意点（略） 5 経費（略）

新		旧
〔一部改正〕平成19年3月29日 雇児発第0329005号 令和2年9月3日子発0903第9号 <u>令和※年※月※日子発※第※号</u> 各都道府県知事 殿 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 婦人相談所一時保護所等における配偶者からの暴力被害女性及び同伴する家族に対する適切な心理学的指導体制の確保について 婦人保護事業の推進については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、今般、婦人相談所一時保護所等における配偶者からの暴力被害女性及び同伴家族等に対する適切な心理学的指導体制を確保するため、次のとおり実施方法を定め、平成14年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。		雇児発第0530007号 平成14年5月30日 〔一部改正〕平成19年3月29日 雇児発第0329005号 令和2年9月3日子発0903第9号 各都道府県知事 殿 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 婦人相談所一時保護所等における配偶者からの暴力被害女性及び同伴する家族に対する適切な心理学的指導体制の確保について 婦人保護事業の推進については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、今般、婦人相談所一時保護所等における配偶者からの暴力被害女性及び同伴家族等に対する適切な心理学的指導体制を確保するため、次のとおり実施方法を定め、平成14年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。

新	旧
第1 趣 旨 婦人相談所一時保護所（<u>一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。</u>）、婦人保護施設に心理療法の技術を有する職員を配置し、配偶者からの暴力被害女性及びその同伴する家族等に対し、カウンセリング等により心理的回復を図り、自立に向けた支援の強化を図ることを目的とする。 第2 対象施設等（略） 第3 心理療法を担当する職員（略） 第4 対象者（略） 第5 業務内容（略） 第6 事業の実施にかかる留意事項（略） 第7 経費（略）	第1 趣 旨 婦人相談所一時保護所、婦人保護施設に心理療法の技術を有する職員を配置し、配偶者からの暴力被害女性及びその同伴する家族等に対し、カウンセリング等により心理的回復を図り、自立に向けた支援の強化を図ることを目的とする。 第2 対象施設等（略） 第3 心理療法を担当する職員（略） 第4 対象者（略） 第5 業務内容（略） 第6 事業の実施にかかる留意事項（略） 第7 経費（略）

(別紙)「婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業の実施について」の一部改正新旧対照表 (案)

新		旧
各 都道府県知事 殿 指定都市市長	子 発 0528 第 2 号 平成 30 年 5 月 28 日 <u>(一部改正) 子 発 ※ 第 ※ 号</u> <u>令和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</u>	子 発 0528 第 2 号 平成 30 年 5 月 28 日
	厚生労働省子ども家庭局長 (公印省略)	厚生労働省子ども家庭局長 (公印省略)
	婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業の実施について	婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業の実施について
	婦人相談所一時保護所に入所した被害者に対する適切な支援体制を確保するため、別紙のとおり「婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業実施要綱」を定め、平成30年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。	婦人相談所一時保護所に入所した被害者に対する適切な支援体制を確保するため、別紙のとおり「婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業実施要綱」を定め、平成30年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

新	旧
別紙 婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業実施要綱 1 目的 婦人相談所一時保護所（<u>一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。</u>）には、様々な困難を抱える被害者が入所しており、入所者の中には、配偶者からの暴力や性暴力等の被害に加え、何らかの障害あるいは疾病を複合的に抱えているケースに比べて、個々のケースに応じたきめ細かな支援の強化を図るため、婦人相談所一時保護所に個別対応を行う職員（以下「個別対応職員」という。）を配置し、入所者に対する適切な支援体制を確保することを目的とする。 2 実施主体（略） 3 対象施設（略） 4 個別対応する職員の要件（略） 5 個別対応職員の業務内容（略） 6 運営上の留意点（略） 7 経費（略）	別紙 婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業実施要綱 1 目的 婦人相談所一時保護所には、様々な困難を抱える被害者が入所しており、入所者の中には、配偶者からの暴力や性暴力等の被害に加え、何らかの障害あるいは疾病を複合的に抱えているケースもあることから、個々のケースに応じたきめ細かな支援の強化を図るため、婦人相談所一時保護所に個別対応を行う職員（以下「個別対応職員」という。）を配置し、入所者に対する適切な支援体制を確保することを目的とする。 2 実施主体（略） 3 対象施設（略） 4 個別対応する職員の要件（略） 5 個別対応職員の業務内容（略） 6 運営上の留意点（略） 7 経費（略）

